

官報

號外 昭和六年三月十二日

○第五十九回 帝國議會 貴族院議事速記錄第二十號

昭和六年三月十一日(水曜日)午前十時二十
四分開議

議事日程 第三十號
昭和六年三月十一日

午前十時開議
第一 國務大臣ノ演説ニ關スル件(第一
二十三日)

第一 簡易生命保險法中改正法律案
(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第一 輸出生絲檢查法中改正法律案
(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第十四 北海道枝幸郡頓別村ニ漁業組
合設置ノ請願 會議

第十五 北海道頓別川河口改修ノ請願 會議

第十六 岩手縣釜石港ヲ開港ニ指定、
稅關官署設置ノ請願 會議

第十七 島根縣邑智郡長谷村ニ郵便局
設置ノ請願 會議

第十八 島根縣那賀郡大内村ニ無集配
郵便局設置ノ請願 會議

第十九 雪害ニ關シ市町村義務教育費
國庫負擔法ノ施行勅令改正ノ請願 會議

第二十 島根縣簸川郡遙村ニ無集配
郵便局設置ノ請願 會議

第二十一 北海道石狩川架橋ノ請願 會議

第二十二 北海道江差、瀬棚間鐵道敷
設ノ請願 會議

第二十三 軍人傷痍記章令中改正卽行
ノ請願 會議

第二十四 北洋漁業權益確立ノ請願 會議

第二十五 遠洋漁業獎勵ノ請願 會議

第二十六 沿岸漁業獎勵ノ請願 會議

第二十七 漁村共同施設獎勵ノ請願 會議

第二十八 海外出漁獎勵ノ請願 會議

第二十九 漁業組合ノ指導施設改善充
實ノ請願 會議

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會
議ヲ開キマスヘ、阪本彰之助君ヨリ發言ノ通
告ヲ得マシタガ、阪本彰之助君ハドウ云フ
コトヲ御述ベニナリマスカ、伺シテ見タウゴ
ザイマス

○阪本彰之助君 朝鮮總督府ノ忠淸南道廳
移轉ノ問題ニ付キマシテハ、頗ル痛心ニ堪
ヘヌ情報ニモ接シテ居リマス、寸刻ヲ爭ッテ
政府ノ注意ヲ求メタイコトデアリマスカラ
シテ、御妨ゲテ願ミズ、緊急ノ質問ヲ致シ
クタイト思フ次第デゴザイマス

○議長(公爵徳川家達君) 阪本君ノハ察急
質疑ノ動議ト議長ハ認メマス、就キマシテ
ハ贊成者ヲ要シマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ書記官ヲ
シテ報告ヲ致サセマス
〔頃古書記官附讀〕

昨十日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長
ノ氏名左ノ如シ

地租法案特別委員會

委員長 伯爵柳澤 保惠君

副委員長 男爵阪谷 芳郎君

米穀法中改正法律案特別委員會

委員長 伯爵堀田 正恒君

副委員長 橋本圭三郎君

同 日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

耕地整理法中改正法律案

國立公園法案

土地牧用法中改正法律案

輸出生絲檢查法中改正法律案

同 日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

昭和六年度各特別會計歳入歳出豫算案修
正報告書

本日抵當證券法案特別委員會ニ於テ當選シ
タル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

昭和六年度各特別會計歳入歳出豫算案修
正報告書

委員長 子爵伊東 祐弘君

副委員長 松本 稲治君

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會
議ノ原案ニ服スルト云フコトニ相成ツタノ
デアリマス、此コトヘ何レ豫算案上提サレ
トニ決議サレテ本院へ廻サレマシタ、由來
豫算委員會ニ付サレマシテ、昨日豫算案ノ
審議結了ヲ告ゲタ譯デアリマス、豫算委員
會ニ於キマシテハ衆議院ノ決議ニ反シテ政
府ノ原案ニ服スルト云フコトニ相成ツタノ
デアリマス、此コトヘ何レ豫算案上提サレ
マスルデアリマセウカラ、其時分ニ尙ホ本
員等モ意見ヲ申述べテ見タウゴ

マスガ、之ニモ拘ラズ、先日來此問題ニ付
テハ朝鮮ヘ非常ニ動搖致シテ居ルヤウニ思
ヘレルノデアリマス、事ハ忠淸南道ノ一道
ニ止マリマスルケレドモ、此事延イテ朝鮮
全部ノ各道ニ於テ色ニノ決議ナドヲ致シテ、
我ニ一議員ニ對シテモ種々ノ電報書面ナド
モ參シテ居リマス、是ハ言ヘバ少シク他人
マスガ、公州ニ取りマシテハ是ハ實ニ由々

〔賛成者起立〕

○議長(公爵徳川家達君) 賛成者ガ過半數
ヒマシテ、反對ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔反對者起立〕

ト認メマス……阪本彰之助君ノ登壇ヲ望ミ
マス

○議長(公爵徳川家達君) 賛成者ガ過半數
ヒマシテ、反對ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔賛成者起立〕

○議長(公爵徳川家達君) 賛成者ガ過半數
ヒマシテ、反對ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

ト認メマス……阪本彰之助君ノ登壇ヲ望ミ
マス

シキ問題デアリマシテ、内地デモ縣廳ヲ他ヘ移スト言ヘバ非常ナ騒ギノ起ルコトハ當然デアリマスガ、事情ヲ察シマスルト内地ノ或地點カラ或地點へ移スト云フコトヨリモ、朝鮮ノ事情、殊ニ公州ト云フモノノ地方ノ事情カラ申シマスト、實ニ國ガ亡ビルカノ如クニ思フテ居ルカノヤウニ想像セラレルノデアリマス、先日來公州地方ノ人々ハ非常ニ痛心ヲ致シテ、又大田ノ方ノ人モナカ／＼運動ヲシテ居ルヤウデアリマスルガ、此コトハ只今申述ベル限りデアリマセヌガ、之ニ對スル官憲ノ態度デアリマス、承ル所ニ依ルト、此問題ニ付テ公州ノ人民ノ稍過激トデモ……、政府カラ申シマシタラ過激トデモ申シマセウカ、サウ云フ人々ガ既ニ百何十人ト云フノガ拘束サレテ居ルカノヤウナ聞エモアリマス、其他道會ト云フモノガ移轉ヲ可トスルトカ不可トスルトカ云フヤウナ決議ガ段々アタテ、私共モ電報ト云フコトヲ仰シヤル方モアリマスガ、私共ガ仄聞スル處ニ依ルト、此道會ノ決議ナドト云フモノガ既ニ或方面ノ操縱ニ出テテノデ、之ヲ取シテ以テ朝鮮ノ輿論デアルナ下ト云フコトヲ仰シヤル方モアリマスガ、私共ガ仄聞スル處ニ依ルト、此道會ノ決議ナドト云フモノガ既ニ或方面ノ操縱ニ出テテ居ルモノデアルカノヤウニモ聞イテ居リマス、斯ウ云フヤウナコトハ私共ガ想像シテ、此議場デ彼レ是レ申述ベルコトハ宜シクゴザイマセヌカラ、差控ヘタ方ガ宜カラウト存ジマスガ、是レ蓋シ餘り齊東野人ノ語デモナカラウト思フノデアリマス、唯憂ヘマスルノハ昨日ノ豫算委員會ノ決定ガ愈、朝鮮公州人ノ耳ニ入りマスルナラバ、既ニ其前言ヘバ、最早貴族院ハソレニ決シテシマッタ、即チ昭和六年ノ豫算ハ全ク成立シテシマッタモノカノ如クニ測量スルダラウト思フ、マダ私共ノ耳ニハ入りマセヌガ、昨夜來ノ公州地方ノ騒ギト云フモノハ恐らく想

ノコトガ……甚ダシキハ電報郵便迄モドウ
カスルト差押ヘナドヲセラレテ居ル、移轉
問題ニ不利益ナリト認メルコトハ之ヲ官憲
ガ妨害スル、其他有ユル方面ニ向ツテ壓迫
加ヘテ居ルト云フコトハ、是ハ或ハア、云
フ特殊ナ地方デアリマスルカラ、マンザラ
架空ノ話デハナカラウト云フコトヲ思フノ
デアリマス、最モ憂ヘマスルノヘ、此即チ
昨日ノ豫算委員會ノ決定ヲ聞キマシテ、非
常ニ地方民ガ激昂スル爲ニ、隨分昔デ云フ
百姓一揆ト云フヤウナモノモ起ルデヤナイ
カト云フコトヲ思フ、サウ云フ真ニ暴動ニ
出ヅル場合ハ致シ方ゴザイマセヌガ、之ヲ
色ミナ方面ニ藉口シテ片端カラ良民ヲ拘束
スルトカ、或ハ無辜ノ良民ヲ引捕ヘテ行シテ
糺問ヲスルトカ云フヤウナコトガ、マダマ
ダ朝鮮邊リノ政治カラ申シタナラバ、有リ
得ルコトデヤナイカト思フ、此結果ハ折角
王化ニ浴セムトシ……浴シツ、アル朝鮮ノ
良民ガ、日本ノ政治誠ニ賴ムニ足ラヌト云
フコトヲ思ハシムルニハ餘程惡イツノ歴
史ヲ殘シハセヌカト存ジマスルガ故ニ、政
府ハ宜敷此點ニ向ツテ、眞ニ陛下ノ赤子デ
アル、王化ニハ浴サセネバナラヌト云フコ
トヲ、體得シテヤッテ戴キタイモノデアルト
存ジマスルガ、ナカニハ是ハ難シイ御註文
デヤナイカト思フ、此邊ニ付テハ當局大臣
ハ先官憲ニ向ツテドノ程度マデ、訓教ガ加
ルダケノ御行届キニナツテ居ルカ、明日以後
ヘテアルカ、尙ホ今日ニ於テ何等カ之ニ付
テハ徹底シタル態度ヲ御執リニナツテ居ル
カドウカ、阪本ノ杞憂ヲシテ杞憂タランム
ト思フケレドモ、之ニ耳目ヲ塞イデシマ

テ居ル、多數ノ者が集マテ居ルト云フノア、直ニ其ノ主モダ、タ者ヲ檢束ズルト云コトハ、如何ニモアリソウナコトト思ヒマス、其ヤウナコトガ又是カラ引續イテ起テ來マセウカラ、治安維持ト云フ名ノ下ニ酷イコトヲ爲サレヌヤウニ御願ヒ致シテ置キマス、是以上申上ガタトコロデ要領ヲ得ル御答辯ヲ得ル譯ハゴザイマセヌカラ、今後ノ成行キニ依テ本員ノ質問ガ徒爾デナカッタト云フコトヲ證明スルヤウナ悲シミニ會ハヌコトヲ冀ヒタイト存ジマス

○議長(公爵徳川家達君)此際議事日程變更ニ付キ御許リヲ致シマス、本日モ議事ノ都合上、日程第一ヲ日程第三十ノ後ニ廻ハシタ伊考ヘマス、御異存ハゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君)御異議ナイト認ヌマス

○議長(公爵徳川家達君)日程第二簡易生
命保險法中改正法律案政府提出、衆議院送
付、第一讀會……昨日政府委員ノ高橋琢也
君ノ御質疑ニ對シ答辯ガゴザイマシテ、其
後デ高橋琢也君ガ再質疑ヲ御求メニナル御
様子デゴザイマシタガ、已ムヲ得ザル事情
ノ爲ニ延會イタシマシタカラ、高橋琢也君
ニ發言ヲ許シマス

〔高橋琢也君演壇ニ登ル〕

○高橋琢也君 只今議題ニ上ボリマシタ簡
易生命保險法中ノ改正案ニ對シマシテ、一
昨日私ガ質問ヲ致シマシテ、政府委員ガ此
處ニ答辯ヲセラレマシタ、其節ハ

〔副議長公爵近衛文麿君議長席ニ著ク、
當局大臣モ御出デガナシ、爲ニ私ハ政府委
員ニ大臣ヘドウカ私ノ質問ヲ致シタコトハ
御申傳ヘ下サルヤウニゾレニ依シテ尙十分
ナ御答辯ノゴザイマスマヤウニト云フコトヲ
請求シテ置キマシタ、政府委員ハ誠ニ深切
ニ答辯ヲシテ吳レラレマシタ、其點ハ感謝イ

幸ニ當局ノ大田モ御出ニナルヤウテス
ハドウ云フ御趣意カラ出發シテ居リマスル
カ、之ヲ一ツ伺ヒタイ、ソレカラ小兒保険
ノ如キハ殊ニ僅ナ金デアル、小サイ零碎ナ
モノヲ集メテ行クノデアル、斯ウ仰シヤル、
是ハ誠ニ結構、併シ生レルトカラ十二歳
マデヲナサルト云フノハ、其次ハ、次ノ簡
易保険ヘ移ツテ仕舞フ、段々收入モ多クナ
ル、政府ノ懷モ温カニナル、從テ之ヲ飴ノ
ヤウニ延バシテズンヽ上マテ行キマスト
云フト、遂ニ民間ノ保険會社ト云フモノハ
皆失敗スルヤウナ結果ニナラウト思ヒマス
ガ、保険會社ガ皆失敗シテ、折角日本ノ保
險ト云フモノハ、初ハ非常ニ政府ガ之ヲ獎
勵シテ漸ク今日ニ至ツタモノデ、ソレヲ今更
又此保険事業ガ失敗スルヤウニナリマシタ
ナラバ、是ハ少ナカラヌ……國家ノ直接ノ保
經營ノ方デハゴザイマセヌヨ、一般ノ民間
ノ事業ニシテ……政府ハ既ニ一方ニ國家事
業トシテハ收入ノ多イモノヲ澤山持テ御
出ニナルコトハ、昨日申上ゲタ、ガ併シ出
來ル限りハ民間ノ事業者ヲ保護ナラナケ
レバナラヌ立場ニ居ル、ソレ故ニ今日ハ私
ハ依商相ノ御都合が出来タナラバ御出席ヲ
願ヒタイト言ツテ居タノハソコデゴザイマ
ス、確力政府ノ中テハ此簡易保険殊ニ此小
兒保険ト云フモノニマデ手ヲ掛けルト云フ
コトハ、依商相ノ方デハ餘り御望ミニナラ
ナイ、就中之ニ付テハ當局同志デ多少意見
ノ異タ點ヲ争ハレタト云フコトニ承テ居
リマス、是ハアリサウナコトデアル、一方
ニ産業統制ノ統一ノ法ガ出テ居ルト云フ位
デゴザイマスカラ、此ヤウナ勝手放題ナモ
ノガアマチニモ顛ラ出シ、コッヂニモ頭ヲ擡
ゲル雨ノ後ノ筈ミタヤウニ、斯ウチヨイ
チヨイ出テ來タラ、政府モ其統一ヲ圖ルト
云フコトニハヒドク困難デアラウト思フ、
自然斯ウ云フ點モアラウト思フ、就テハ商
相ハドウ云フ御意見ヲ持ツテ御出ニナルカ、
是モ承リタイ、ソレカラ小兒保険デ行キ

三

立テ、既ニ苗木ノ時カラ之ニ保険ヲ付ケテ
居ル、是カラ取ツテ行ケバ總テノ保険ハ逃ル
モノハナイヤウニナツテシマウカラ、到頭終
ヒニハ總テノ保険ハ國營ト云フコトニナリ
ハ致シマセヌカ、ト存ジマスルガ、ソレ等
ノ懸念ガゴザイマセヌカ、若シ是ガアルトス
レバ、是ハ民間ノ事業ヲ壓迫スルト言ッテ
モ最モセシイノデアルカラ、是ハ危險ニア
ルト私ハ思ヒマスル、本日ハ非常ニ色ニナ
法案モ澤山重ツテ居リマスル時ゴザイマ
スルカラ、長イコトハ此演壇ニ私ハ立チマ
スルト云フコトハ何レニ對シテモ相濟マヌコ
トト思ヒマスルカラ、大體是ダケヲ一ツ伺
テ、是ガ分リマスレバソレデ私ハ満足イタ
シマスル

居リマスルカラ此段モ御了承ヲ願セタイト思ヒマスル、次ニ民營ヲ壓迫スル虞レハ省デ多年ノ間研究調査ヲ致シマシテ、茲ニ成案ヲ得テ本案ヲ提出イタシマシタノデアリマスルガ、其慎重ナル調査研究ニ依リマスレバ、本案ヲ實行イタシタ致シマシテモ、民營ニハ影響ハナイト云フ確信ヲ以テ、本案ヲ提出イタシタ次第デアリマス、而シテ然ラバ何故之ヲ民營ニヤラセヌカト云フ所ノ御趣意モアツヤウデアリマスガ、申スマデモナク此小兒保険ハ社會政策ヲ加味イタシマスルト同時ニ公共ノ利益ヲ目的ト致シ立テアル案デアリマスルガ故ニ、ソレ民間ニ委ネタト致シマシテモ、民間ニ於テ免レザル所ノモノハ、往々ニ今日マデ其弊害ヲ生ジテ居リマス所ノ激甚ナル競争デアルノデアリマスル、此競争ガ激甚ニナリマスルト云フト、從フテ其會社ノ基礎ヲ危ウスルノ虞ナントハ斷定ガ出來ナイノデアリマス、之ヲ國營デヤリマスル以上ハ、國家ノ基礎ハ申スマデモナク極メ強固デアリマスルカラ、先ヅ基礎ニ於テ安固デアルト云フコトノ理由ガ一ツデアリマスル、ソレカラ又只今申上ゲマシタル通り、餘り是ガ競争ガ激甚ニナリマシテ、會社ガ澤山出来ルト致シマスルト云フト、加入者ガ甲乙丙丁、少クトモ數個所ノ會社ニ加入イタシマスル、其加入致シマスル數會社ニ依フテデス、或ハ虞ル、危險ノ思想ガ起リハシナカ、斯様ナコトモ憂慮ノ中ニ入レテ居ルデアリマス、是ガ國家デ經營イタシマスレバ、營利ヲ目的トスルニ非ズシテ、公共的、即チ又會社ハドウシテモ相當ナル利益ト云フモ、社會政策的ヲ目的ト致シマスルカラ、所謂非營利的デアルノデアリマス、是ガ第三點ルガ、是ガ國家デ經營イタシマスレバ、營利ヲ目的トスルニ非ズシテ、公共的、即チニ之ヲ普及セシメタイ、又スル方法ニナッ

テ居リマスル、ソレハ申上ダルマデモナク、全國ノ郵便局ニ於チ此事務ヲ取扱ハセマスルガ故ニ、一會社デ致シマスルヨリモ之ヲ國家デ經營イタシマスルナラバ、ヨリ早ク速カニ全國ニ是ガ普及シ得ラレル、斯様ナ點ガ第四點デアリマス、ソレヤ是ヤヲ考慮イタシマシテ、今日ハ矢張り簡易生命保険ノ年齢延長ト致シテ、小兒保険モ簡易保険トシテ國營デヤルノガ最モ時宜ニ適シテ居ルト、斯様ニ信ジテ、之ヲ民間ニ委ネナイゾデアリマス、次ニハ唯儲カルコトダケヤシテ、政府ハ慈善事業ニ其金ヲ使用スル氣ハナイカト、斯様ナ御質問ノ御趣意ニ承テ居タノデス。一應御尤モニ考ヘマスルガ、ノデアリマス、次ニハ唯儲カルコトハ、又國家ト致シテ自カラ他ニ方策ガアルト考ヘテ居リマスル、此簡易保険ハ屢々申上げマスル通り、公共ノ利益ノ爲ニ運用イタシテ居ルノデアリマスルガ、重ネテ申上げマスル、簡易保険ハ決シテ營利的デアリマセヌノデ、一般ニ之ヲ公共ノ利益ノ爲ニ運用スルト云フコトノ目的ヲ立て、積立ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、此段モ御諒承ヲ願ヒ略イタシマスルガ、重ネテ申上げマスル、タイノデアリマス、大體ニ於テ只今ノ御質問ニ對シテ此段御説明ヲ申上ゲマス
〔政府委員横山勝太郎君演壇ニ登ル〕
○政府委員(横山勝太郎君)　只今商工大臣ニ御質問ガゴザイマシタガ、他ノ委員會ニ出席イタシテ居リマスカラ、私ヨリ代シテ御答申上ダマス、若シ御不滿デゴザイマシタラバ、他ノ機會ニ於テ商工大臣ヨリ改ステ保険料ノ點ニ於キマシテ、總デヲ考慮イタシマシタ理由ハ極メテ明瞭デアリマス、即チ年齢ノ點ニ於テ、又保険全額ノ點ニ於テ、御答イタシマス、商工省ガ本案ニ賛成イタシマシタ結果ト致シマシテ、民間ノ之ニ該當スル保険業者ニ向テ脅威ヲ與ヘルモノ

デハナイ、斯様ニ考へマス、併ナガラ只今
遞信大臣カラモ御詔ヲ通リ、益然左様ナ豪
ナシトハ斷言出来マセヌ、商工省ト致シマ
シテハ民間ノ事業會社ニ對シテ保護助長ノ
實ヲ擧ゲサケルバナラヌノアリマヌルカ
ラ、本案ニ依シテ若シ既存ノ保險會社ガ其業
務ノ上ニ多少ニテモ脅威ヲ受ケルト云フヤ
ウナコトガアルコトハ、商工大臣トシテハ
之ヲ希望イタサナノアリマス、從テ此
點ハ十分調査イタシマシタガ、調査ノ結果
ト致シマシテハ民業ヲ壓迫スルモノデハナ
イ、斯様ナ結論ヲ得マシテ之ニ賛成ヲ致シ
マシタ、唯御詔ノ通り、只今產業統制ノ爲
ニ盡力ヲ致シテ居る際ニ拘ラズ、更ニ政府
ヲシテ斯ノ如キ事業ヲ經營セシメルコトハ
產業統制ノ精神ニ反スルト、斯様ナ意味ノ
御質問デゴザイマシタガ、ソレハ決シテサ
ウデハナインデアリマス、企業ノ統制、產
業ノ統制ハ只今所重用工業ノ全般ニ亘
テ之ヲ統制セシムルノ必要ヲ認メテ、其法
制ヲ立案イタシマシテ、議會ニ提出ラシ、
又統制ノ法規ナシト雖モ、是マデ行政手段
ニ依テ出來ルダケノ努力ヲ致シマシテ、產
業統制ノ實ヲ擧ゲント致シテ居ルノアリ
マス、併ナガラ此小兒保険、或ハ簡易保険
ト申シマスル事柄ハ特殊ノ目的ヲ有シテ居
ルノデアリマス、特殊ノ使命ヲ有シテ居ルノ
デアリマス、内務省ニ於テ健康保險ヲ扱ヒ、
又遞信省ニ於テ簡易保険ヲ扱フト云フヤウ
ナ事柄ハ、一般ノ保險事業カラ考へテ見マ
スレバ、是ハ特殊ノ目的ヲ有シテ、特殊ノ使
命ヲ有シテ居ルノデアリマスルカラ、一般產
業統制ノ精神ト背馳スルト云フ意味デハゴ
ザイマセヌ、恐ラク特殊ノ目的ヲ有シマシ
タ保険事業ト云フモノハ、今後ト雖モ出テ
來ルデアラウト思ヒマス、此意味ニ於テ產
業統制ノ精神ニ背馳セヌト、斯様ニ確信
ヲ致シテ居リマス、又若シサウ云フヤウニ
續々特殊ノ保険ヲ許スト云フヤウナコトデ
アルサラバ將來保險ヘ擧ゲテ國營トナルソ

ガ、只今申上ガマス通り、特殊ノ目的ヲ有シタ
タ保険ガ將來ニ於テドノ程度マデ出來テ來
ルカハ存ジマセヌ、併サガラ國營ニ行クト
云フヤウナ意味ニマデ澤山ヲ特殊ノ保険ガ
出ルトモ考ヘテ居リマセヌ、又今日ノ保険
業界ノ状態ハ御承知デゴザイマスル通リ
ニ、可ナリ競争激甚、其弊ニ堪ヘヌ點ガ澤
山アリマス、之ニ對シテハ十分監督ハ加ヘ
テ居ルノデアリマシテ、從シテ新ナル保険事
業ノ申請ニ對シマシテハ、只今ノ状態ヲ申
上ゲマスレバ、殆ド絶対ニ之ヲ許サヌト云
フ精神デヤンテ居リマス、併ナガラ絶対ニ許
サヌト云フコトハ無論出來ヌコトデアリマ
スルカラ、箇々ノ問題ガ起シテ參リマスレ
バ、其場合ニ相當ノ調査ヲ致シマシテ、許
否ヲ決定スルト云フ方針デヤンテ居リマス
ガ、實際ノ所、只今ニ於テハ大體ニ於テサ
ウ保険ヲ許スト云フヤウナコトハ致シマセ
ヌカラ、此法案ガ出マシク爲ニ、又其他特
殊ノ保険ヲ許シマスル爲ニ、保険ガ國營ニ
ナルト云フヤウナコトハ、只今ノ所デハ想マセ
ウタシシテ居リマセヌ、之ヲ要スルニ商工
省ト致シテハ高橋サンノ御説ノ通り、何處
迄モ之ヲ保護シ、何處迄モ之ヲ助長シテ參
リマシテ、事業會社ニ對シテ脅威ヲ與ヘル
ト云フコトハ、斷ジテ致サナイ積リデアリマ
ス、民間ノ事業ヲ壓迫イタシマシテ之ガ基
礎ニ動搖ヲ與ヘ、民ト利ヲ争フト云フヤウナ
方針ハ斷ジテ採ランナイ考ヘデアリマスルカ
ラ、ドウソ左様御説承フ願ヒタウ存ジマス
リト思ヒマス

モ知レマセヌガ御高聲ニ願ヒマス」ト
〔伯徳柳原義光君「私ハ地ノ利ガ惡イカ
斐イ、遞信大臣ノ仰シヤッタ事柄ヲ申ニ二ツ
私ガ了解ニ苦シムコトガアル、第一、思想
上ニ危險ヲ起スト云フ此御話、是ハ大變私
ハ縁ノ遠イ話ノヤウニ考ヘテ居リマシタ
ガ、實ハ私ノ愚鈍ナ頭ニ浮ビマセナシダ
ソコ迄思想上ニ迄是ガエライ危険ヲ及ボス
デアラウト云フコトハ實ハ想像イタシマセ
ナシダ、私ハ第五十八議會ニ思想國難ヲ初
メ五大國難ヲ述ベマシテ、既ニ政府ハソレ
ハ取止メテ貴ヒタイ、國難ト云フ字ハ困ル、
斯ウ云フヤウナ仰セデゴザイマシタガ、不
幸ニシテ其事ハミンナ今日ハ實現シテ來テ
居ル、就中思想上ニ付テハ國難ト申シテ差
支ガナイト私ハ思フ、今ハ國難ニナシテ居
ル、其大キナ國難ガ此小サイ小兒保險ニド
ウ云フ關係ガアルカ、私能ク了解ヲスルニ
苦シミマス、是ハ一ツ能ク分リマスルヤウ
ナ御説明ヲ願ヒタイ、ソレカラ競争ノ起ル
ヤウナコトハシナイ、競争ノ起ルヤウナコ
トガアツテハナラナイ、ソレハ之ヲ民間ノ事
業トスレバ互ニ競争ヲ起ス、小兒保險ヲ民
間ニ委シタナレバ、彼方デモ會社ガ起り、
此方デモ會社ガ起ル、ソレデ競争ヲスル、
政府ガヤレバ、即チ國營ニスレバ競争ハ起
ラナイ、斯ウ仰シヤル、サウデゴザイマセ
ウ、政府自身ガ之ヲヤルトシタナラバ、他
ニ之ヲ起サウト云フテモ起サレナイ、又政
府ト競争ガ出來ナイ、此資本金ノ大キイ、
權力ノ大キイ、斯ウ云フモノヲ向フニ廻シ
テ、競争ノシヤウノナイコトハ當然ナ話デ
アル、併ナガラ若シ民間ノ事業ヲ總テ政府
ガヤラニヤ、皆競争ガ起ルト云フコトヲ處
レタラ、民間ノ會社事業ヲ初メ、總テノ事柄
テ、何ニモ手ヲ出スコトハ出來ナイト云フ結
果ニナルデアラウ、ソレハ大變ナコトナシ
ダ、民間ノ事業家ハ苦心慘澹シテ成ルタケ
廉イ品物ヲ持ヘテ、サウシテ薄利多質デ

自分モ繁昌スルヤウニ、又之ヲ供給スル場合、此供給ヲ仰グモノも成ルタケ廉チ買ヒ得テレバ、生活上デモ總テノ民間ノ人ガ利益ヲ得ルヤウニスル、其ヤリ方ガ宜イカ悪ニカニ付テヘ、政府ハ監督權ヲ有^テ居ルカラ、是ハ政府ノ監督權ノ最モ發動ヲスベキ所デアルンダカラ、萬能ノ權力ヲ有^テ居ル政府ハソレヲシテ貰フ、若シ斯ウ云フコトニナルト云フト、實ハ自治制ナドモ實際ニヤリ得ラレルモノヂヤナイ、政府ガ手ヲ掛ケルカラソレハイケナイ、監督ダケデ^テ總テ指揮命令ハセヌヤウニシナケレバ、民間ノ事業ノ如キハ殊ニ弱イモノデアルカラ、之^ヲ政府ガ自分デ引取^テマデスルト云フコトニナリマシタラ、民間ノモノ皆口ロニ鍵ヲ掛ケナケレバナラズ結果ニナ^テシマウ、ソレハ大變ナコトニナルノデス、デアルカラ競争ハ正當ナ競争ナラ如何ニ競争シテモ是ハ仕方ガナイ、又サウシナケレバ、民間デモ一ツノ是ガ專賣ノヤウナモノニナ^テシマッタラ、ドウスルコトモ出来ナイ、是ト同時ニ「トラスト」ニナ^テ、^{「トラスト」}ニ以テ外ノ者ハ此事業ニ手ヲ染メルコトハ出來ヌコトニナレバ、自然其製品ハ高クナ^テシマウ、斯ウ云フ結果ガアルカラ、何處迄モ營業ノ自由ト云フコトハ、是ハモウ政府ニ常ニ頭ニ置イテ仕事ヲシナケレバナラヌ、其自由ヲ奪^テシマッテハ大變ナ話、ソレカラ今商工省ノ政府委員ノ答辯、是ハ少シモ差支へハナイ、政府ガヤレバ何モ他ニ影響ハナインデアルト仰シヤルヤウナ、即チ民間ノ事業ニハ少シモ妨害ハシナイ、壓迫ハシナイ、斯ウ云フ意味デアラ、ソレハドウデゴザイマセウ、政府ガジナイデ民間ノ人ガヤル、民間ノ人ハ採算ガ取レナケレバヤリマセヌ、ソレハ特殊ノ保険デアルカラト斯ウ云フ、特殊ノ保険ト云フコトガ私ニハ分ラナイ、何故ナレバ先ニ私ハ例ヲ舉ガチ言フタ、山林ノ稚樹、即チ苗木其モノカラシテ既ニ自分ノ方ニ取^テ

シマツテ、大キナ山林、千万町歩ノ山林デモ
ミンナ稚樹カラ大キクナフテ來ル、稚樹ノ時
取レバ、是ガドンナ大木ニナッテモ、棟木ニナ
ルヤウナモノニナッテモ、矢張リ持ッテ居ラ
レル、残ラズ自分ノ懷口へ凌ヒ込ンデシマツ
テ置イテ、民間ノ者ハ競争出來ナイ、競争
ガ出來ヤウ道理ガナイ、ソレガ特殊ノモノ
ダト云フガ、特殊ナモノヂヤナイ、全國ノ
人間ノ頭タ、是ハ私ニハ分ラナイ、ソレカラ
ラ特殊ノモノデナイト云フコトハ、今ノデ
オ分リニナッタデアラウ、誰ガヤッテモ宜シ
イ、ソレカラ昨日政府委員ノ管轄ノ中ニ確
カ小兒ノ方ナレバ死亡シタ場合ハ掛金ヲ還
シテヤル、微兵ノ方デハ、微兵保險ノ方デ
ハ還シテヤラナイト言ハレタヤウニ聞イテ居
タ、或ハ私ノ聽キ損ヒカモ知レマセヌガ、
若シサウデアルトスレバ是ハ私ノ聞イテ居
ルノト反對デアル、微兵保險ノ方デモ皆死
シタ場合ハ返シテヤッテ居ル、斯ウ聞イテ居
リマス、是ハ私ガ會社ニ關係ガナイカラ實
際ノコトハ知リマセヌガ、唯御答辯ト私ノ
聞込ンデ居ル所ト異ニテ居ル、唯成程政府ノ
方デヤッテ吳レルノハ死ンダ場合ハ返シテ
吳レルガ、徵兵保險ノ方ハ返シテ吳レナイン
ヨト言ヘバ、會社其モノガ常ニ妨害ヲ受ケ
テ、一言デモ政府ガ斯ウ言ッタ云フコトニ
ナレバ、民間ノ事業ノ妨害ニナッテ來ルト云
フコトハ論ノナイ話デアル、ソレデ小サイン
事ノヤウデアフテ小サクナイト思フカラ問
フ、兎ニ角今承タ大キナ思想ノ關係ト、事
業競争ノ關係ガ、其御解釋ガドウモ私ニ能
ク分ラヌカラ、ドウカ是ガ分リマスヤウニ
相濟ミマセヌガ今一度詳細ニ御答ヲ願ヒタ
イ

御答辯ヲ申上ケマス、私ガ民間會社ニ之ヲ
ガ激甚ニナルト云フト、其會社ノ基礎ヲ危
ウスルノ虞ナシトセナイ、又保険者モ甲乙
内丁等ノ會社ガ殖エルニ從テ、全部ノ會社
ニ加入ヲ致シマスル、加入ヲシテドウスル
カト云フト、申ス迄モナク最近ニ貰ヒ子殺
シトカ、小兒殺シトカ云フヤウナコトガ頻
類ト事實ニ現ハレテ居ルノニアリマス、誤ミタル考カラ甲乙丙内丁ノ會社ニ加入イタシ
テ、其子供ニ危険ヲ加ヘルナラバ一時ニ多
額ノ金ガ入ルト云フヤウナ、誤ミタル考ヲ起
サナイトモ限ラナイ、之ニ依テ一口ニ申シ
マスルト云フト、道徳的危険防止ヲ致シマ
スルノニモ、國家ガ之ヲヤッテ居レバ基礎ガ
鞏固デアツテ、サウ云フ弊害ハ生ジナイ、斯
様ナ意味ヲ申上ゲタノデアリマスガ、徹底
イタサナカツタコトヲ遺憾ト致シマスルカ
ラ、此場合明瞭ニ申上ゲテ置キマス
〔議長公爵徳川家達君議長席ニ復ス〕
御承知ノ通リ簡易保險ハ法規上是ハ獨占的
ニナツテ居リマスノテ、今日ノ狀態ニ照シマ
シテハ何處マデモ矢張リ此簡易生命保險ハ
獨占的ニ、國營ガ時ニ適シタルモノデア
ル、斯様ニ信ジテ居ル次第アリマス、民
營ノ自由ヲ奪ハナイカト云フヤウナ御質問
デアリマシタガ、決シテ簡易保險ヲ政府行
行ヒマシテモ、民間ノ自由ヲ奪フト云フコ
トハ勿論、其事業ノ大影響トカ若クハ大歴
迫トカ云フコトハ、必シモ起ルヤウナコト
ハナイ、是亦前段ニ御答ヘ致シマシタ通リ
固ク信ジテ居ルノデアリマスル、一昨日中
村次官カラ御答辯中ニ、微兵保險ハ死亡者
ニ對シテハ保険金ヲ支拂ハヌトカ、掛金ヲ
支拂ハストカ云フコトヲ言フタガ、ソレハ
間違ヒデハナイカト云フ仰セデアリマシタ
ガ、中村次官ハ左様ナ答辯ハ致シテ居リマ
セヌノデアリマシテ、微兵保險ハ死亡ノ際
ニ其保険者ノ掛金ダケヲ支拂フコトノ制度
ニ相成シテ居リマスル、而モソレハ別ニ相當

ナル利率モ附加ヘズ、唯其被保險者ニ掛
ノミヲ支拂フ制度ニナシテ居リマスル、之ニ
反シマシテ此簡易保険ハ簡易保険法ニモ認
メテ居リマスル通り、死亡ノ際ハ保険金ヲ
支拂フコトニナシテ居リマスカラ、徵兵保險
ト簡易保險トハ大體ニ於テ餘程ノ相違ノア
ルト云フコトダケヲ申上ゲテ置キマス、但
シ若シモ中村次官ガ徵兵保險ハ死亡ノ時ニ
金ヲ返サヌデハナイカト云フコトガ御耳ニ
アリト致シマスルナラバ、中村ハ左様ナコ
トヲ申上ゲテ居リマセヌノデアリマス、高
橋サン御聽キ誤リト信ジマスカラ、ドウカ
此點モ御誤解ノナイヤウニ御諒承ヲ願ヒタ
イド思ヒマス

○國務大臣(小泉又次郎君) 御答ヲ申上ダ
マス、私ノ申上ゲマシタノハ勿論思想上ニ
付テノ見解ヲ申上ゲタノデアリマセヌノデ、
前段申上ゲマシタル道徳的危險防止ヲスル
ノニ、是ガ一番適當ヲ得テ居ルト、斯様ニ
申上ゲタノデアリマス、思想上ニ瓦ツテ自分
ノ意見ヲ申上ゲテ居リマセヌノデアリマス、
カラ、此點モ御諒承ヲ願ヒタイト思ヒマス、
其次ノハ高橋サン、チヨット聽キ漏シマシタ
ガ……

(伯爵柳澤保惠君演壇ニ登ル)
○伯爵柳澤保惠君 本案ニ關シマシテ一二
質問ヲ申上ゲタインデアリマス、只今横山
君ガ申サレマシタ如ク、本案ノ趣旨ハ所謂
中產階級以下ノ者ヲ目的トシテ居ル、遞信
大臣ハ衆議院ニ於カレマシテ、庶民階級ヲ
主トシテ居ルト御述ニナリマシタ、何レモ
私ノ考ヘマス所デハ是ハ中流ノ者ヨリカ尊
ロ俗ニ申シマス無產階級ト云フモノヲ御考
ニナツテ居ルモノト存ジテ居リマス、實ハソ
レヲ先キニ伺ヒタイノデアリマスガ、先ヅ
左様ナ御答辯アルコト信ジマシテ質問ヲ
進メルノデアリマス、御承知ノ如クニ此中
產以下、殊ニ貧民階級或ハ細民階級ト申シ
テ宜シウゴザイマセウ、ソレニハ如何ナル
生産率アリヤ、如何ナル死亡率アリヤハ御
存知ノコト思ヒマス、我國ニ於キマシテ
ハ、特ニ生活狀態ヲ標準トシマシテノ人口
調査ハシテ居リマセヌ、併ナガラ多產多死
ト云フコトハ各階級ヲ通ジテノ全體デハ眞
理デアリマス、事實デアリマス、マダ日本
デハ行ハレマセヌガ、餘程久シキ以前ニ歐
羅巴ノ大都會ニ於キマシテ、生活程度ニ比
ベマシテ其妊娠力……女ノ子ヲ産ム力、分
娩力ノ調査ヲシタ人ガゴザイマス、私ノ知
テ居ル人デアリマス、此人ノ研究ニ依リマ
スルト、所謂中產階級ヲ標準トシテ居リマ
ス、ソレデ生活ノ最モ裕カナ者ノ階級ニ比
ベマシテ、生活ノ最モ惡イ者ガ分娩力ニ如
何ナル遠ヒガアルカト申シマスト、貧者程
分娩力ガ多イノデアリマス、先づ此人ノ推
定デハ富者ニ此シ三倍トシテ居リマス、デ
我國ニ於キマシテハ左様ナ研究モ調査モゴ
ザイマセヌガ、此事實ハ箇々ノ調査ニ依リ
マシテ見マンデモ、我國ニモ嵌マルノデハナ
イカト思テ居リマス、故ニ此中產階級以下、
殊ニ細民ニ至リマシテハ分娩力ノ多イコト
モ推斷セラレルノデアリマス、而シテ又同
時ニ我國ニ於ケル顯著ナル事實ハ多死デア
リマス、死亡率ノ多イコトデアリマス、ソ

レデ貧民貧民階級ニ於キマシテハ多産ニアリマス、私ノ友人ノ佐伯君ノ研究ニ依リマス、ト云フコトヲ申シテ居リマス、是ハ澤山ノ事實ニ微シタノデハゴザイマセヌガ、代表的ノ研究ニ依リマシテ、佐伯博士ハ斷言シテ居リマス、營養ノ少ナイ物ヲ攝ル者ハ、是ハ矢張リ細民階級デアリマス、故ニ細民階級ハ多産多死デアル、又營養物ヲ澤山攝ラヌ者モ多産多死デアルト云フコトハ、同一ノ結果ニナルノデアリマス、ソコデ私ハ同ヒタイ、此前以テ申上ゲタコトハ、多分御否定ニナラヌ、御肯定ニナルモノト存ジテ、同フノデアリマスガ、兎ニ角掛け金ガ月ニ五十五錢乃至一圓、是ハ一人デアリマスカラシテ、年ニ六圓乃至十二圓ニナリマス、多産デアルト同時ニ多死デアル細民階級デハ、児ガ産レルト共ニ相當費用ガ掛リマス、又死ヌト費用ガ掛ル、所ガ御承知ノ如クニ、乳兒ノ死亡……一歳以下ノ死亡率ヲ御覽ニナリマスレバ、如何ニ其死亡率ガ多イカガ分ルノデアリマス、政府ノ御提出ノ法律案ノ改正デハ、満十二歳未滿ト書イテアリマシテ、其以下ガ書イテナイノデアリマス、高橋君ナゾハ之ヲ或ハ零歳カラ入レルト云フ御考ヘデアラウト思ヒマスガ、私モサウ考ヘテ居ルタ所ガ政府委員ニ伺ヒマスト云フト、法律ニハナイガ、是ハ満二歳以上満十二歳マデデアル、即チ二歳以下ハ除外サレテ居ルノデアル、ソコデ私ハ伺ヒタイ、政府ハ一向算盤勘定ガ合ハヌコトヲシテ居ルト仰セラレマスガ、私ハ合フヤウナコト率ガ殊ニ多い零歳ヲ除イテハ、一歳ガ少シク減リマス、又二歳カラ少シク減リマス、ソレデ政府ハ満二歳カラトシテ居ル、一番危險ナ所ノ年齢階級ヲ除外セラレマシテ、

ソレデ是ガ防貧ニナル、或ハ是ガ救貧ニナ
ルト云フノハ如何デアリマスカ、若シ防貧
救貧ガ本當ノ御目的デアルナラバ、零歳カ
ラ入ラネバナラヌ、産ンダ時ニ金ガ要ル、
死ンダ時ニモ金ガ要ル、即チ始メニ生産ト
死亡ガ出テ來ル、是ヲ細民ガ受ケルノデア
リマス、而モ細民ハ多産多死デアルコトヲ
申上ゲマシタカラ、是ガ家庭ニ依リマシテ
ハ二人乃至三人ノコトモザイマセウ、此
一番危険ナ零歳ヲ除外セラレテ居ラレルノ
デアリマス、一歳モ除外セラレテ居ル、ソ
レデ是ガ防貧或ハ是ガ救貧ト云フコトニナ
リマセウカドウカ、私ハ結論トシテ伺ヒタ
イノハ、矢張リ是ハ簡易生命保険ニ於ケル
ガ如クニ、寧ロ細民ニ當テタト云フモノガ
變轉イタシテ申産以上ノ者ノ保護ニナリハ
シナイカト云フコトヲ虞レル、此點ヲ伺ヒ
タイ

〔國務大臣小泉又次郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(小泉又次郎君) 柳澤伯爵ニ御
答ヘ致シマス、只今中產階級以下薄資者、
即チ細民階級、貧民階級ガ却テ出產率ガ多
イト云フコトノ色ミノ例ヲ御引キニナタ
御説ヲ承ハツタノデアリマス、私共モ別ニ統
計モ調べテ居リマセヌガ、御説ノ如ク我國
ニ於キマシテモ、俗ニ貧乏子寶ト申シマス
ルカラ、只今柳澤伯爵ノ仰セノ通り、細民
ホド出產率ガ多イト云フコトハ何人モ之ヲ
肯定スルコトト存ジテ居ルノデアリマス、
従ヒマシテ其細民階級ヲ救濟スルトスルナ
ラバ、何ガ故ニ零歳カラ之ヲ組立テナイカ、
キマシテモ現行法制定以來、十數年經チマ
スルガ、全ク私、理想ト致シマシテハ御同
感デアルノデアリマスル、我ガ遞信省ニ於
歲カラ、或ハ二歳カラ、種々ナル點ニ於テ、
又種々ナル方面ノ事情等モ調査研究イタシ
マシタル其結果、零歳カラヤルコトガ最モ

理想的デアルノデアリマスルガ、只今御話
ニナリマシタル如ク、零歳カラ二歳迄ハ死
亡率ガ多イノデアリマシテ、此死亡率ノ多
イダケ、ソレダケ加入サセルコトガ理想デ
ハナイカト云フコトノ御議論ニハナリマス
ルケレドモ、餘り死亡率ガ多クナリマスル
ト云フト、申ス迄モナク此保険ト雖モ相互
的ノ組立ニナッテ居リマスルカラ、生存者ニ
對シテ相當ノ利廻リノ還付金モ支拂フコト
デアリマスルカラ、成ベク死亡ノ多イノモ
防ギタイ、斯様ナ考モ持シテ居ルノデアリマ
ス、モウ一ツハ屢々衆議院ニ於キマシテモ
御質問ガアリマシタ、又本議場ニ於キマシ
テモ高橋サンカラモ御質問ニナリマシタル
如ク、零歳カラヤルトスルナラバ民營ヲ壓
迫シャシナカ、斯様ナ御議論、御意見等
モアルノデアリマスル、議會ニ於テ其御議
論ノアルノミナラズ、本案ヲ制定イタシマ
スル迄ニ十分ソレヤヨレヤヲ研究イタシマ
シタ、之ヲ要シマスルノニ、一ツハ餘り死
亡率ガ多イト云フコトヲ考慮イタシマシテ、
又零歳カラ組立テマスルト云フト、或ハ民
間ノ徵兵保險等ニ影響ヲ及ボスノ虞ハナイ
カ、斯様ナ點モ考慮ノ中ニ入れマシテ、先
づ初メテノ試ミデアリマスルカラ十二歳カ
ラ三歳マデ、延長イタシマシテ、其實績ニ
依リマシテ、只今柳澤伯爵ノ御説ノ如ク、
或ハ零歳マデ引延バスト云フコトハ、近キ
將來ニ出來得ルコトト、斯様ニ考ヘマシテ、
先づ當分ノ中、時宜ニ適シタルコトハ三歳
ガ一番適當デハナイカト、斯様ニ信ジマシ
テ、本案ヲ提出シタ次第アルノデアリマ
スト、詰リ細民ハ零歳カラ二歳迄ハ何等保
護ハ受ケナイコトニナル、私ハ、死亡率モ多
シ出產率モ多イカラ、殊ニ社會政策トシテモ
此邊ノ御考慮ガアルベキモノト考ヘテ居リ
マシタガ、ソノ論ハ他日ニ譲リマス、併ナ

理想的デアルノデアリマスルガ、只今御話
ニナリマシタル如ク、零歳カラ二歳迄ハ死
亡率ガ多イノデアリマシテ、此死亡率ノ多
イダケ、ソレダケ加入サセルコトガ理想デ
ハナイカト云フコトノ御議論ニハナリマス
ルケレドモ、餘り死亡率ガ多クナリマスル
ト云フト、申ス迄モナク此保険ト雖モ相互
的ノ組立ニナッテ居リマスルカラ、生存者ニ
對シテ相當ノ利廻リノ還付金モ支拂フコト
デアリマスルカラ、成ベク死亡ノ多イノモ
防ギタイ、斯様ナ考モ持シテ居ルノデアリマ
ス、モウ一ツハ屢々衆議院ニ於キマシテモ
御質問ガアリマシタ、又本議場ニ於キマシ
テモ高橋サンカラモ御質問ニナリマシタル
如ク、零歳カラヤルトスルナラバ民營ヲ壓
迫シャシナカ、斯様ナ御議論、御意見等
モアルノデアリマスル、議會ニ於テ其御議
論ノアルノミナラズ、本案ヲ制定イタシマ
スル迄ニ十分ソレヤヨレヤヲ研究イタシマ
シタ、之ヲ要シマスルノニ、一ツハ餘り死
亡率ガ多イト云フコトヲ考慮イタシマシテ、
又零歳カラ組立テマスルト云フト、或ハ民
間ノ徵兵保險等ニ影響ヲ及ボスノ虞ハナイ
カ、斯様ナ點モ考慮ノ中ニ入れマシテ、先
づ初メテノ試ミデアリマスルカラ十二歳カ
ラ三歳マデ、延長イタシマシテ、其實績ニ
依リマシテ、只今柳澤伯爵ノ御説ノ如ク、
或ハ零歳マデ引延バスト云フコトハ、近キ
將來ニ出來得ルコトト、斯様ニ考ヘマシテ、
先づ當分ノ中、時宜ニ適シタルコトハ三歳
ガ一番適當デハナイカト、斯様ニ信ジマシ
テ、本案ヲ提出シタ次第アルノデアリマ
スト、詰リ細民ハ零歳カラ二歳迄ハ何等保
護ハ受ケナイコトニナル、私ハ、死亡率モ多
シ出產率モ多イカラ、殊ニ社會政策トシテモ
此邊ノ御考慮ガアルベキモノト考ヘテ居リ
マシタガ、ソノ論ハ他日ニ譲リマス、併ナ

ガラ申上ゲテ置キマス、日本ノ多産多死ハ
近キ將來ニハ決シテ是ハ變ジマセヌ、私ハ、
少クトモ十二三箇年先ニナラケレバ、幾

ラカ多産ガ減リ多死ガ減ルト云フコトハナ
イト思ヒマス、私ハ經驗ニ於テモ理論ニ於

テモサウ思ヒマスカラシテ、先づ小泉君ノ
御退官ノ後カ何カデナケレバ是ハ滅ラヌコ
トニナル、寧ロ私ハ、方針ヲ御變ヘニナリ
マシテ、速ニ零歳ヨリ二歳迄ニ付テノ御考

慮ニナリタイ、衆議院デハ、零歳カラ二歳
迄ヲ入レルト云フコトハ道徳的ノ危険ガ有
ス、モウ一ツハ屢々衆議院ニ於キマシテモ
御質問ガアリマシタ、又本議場ニ於キマシ
テモ高橋サンカラモ御質問ニナリマシタル
如ク、零歳カラヤルトスルナラバ民營ヲ壓
迫シャシナカ、斯様ナ御議論、御意見等
モアルノデアリマスル、議會ニ於テ其御議
論ノアルノミナラズ、本案ヲ制定イタシマ
スル迄ニ十分ソレヤヨレヤヲ研究イタシマ
シタ、之ヲ要シマスルノニ、一ツハ餘り死
亡率ガ多イト云フコトヲ考慮イタシマシテ、
又零歳カラ組立テマスルト云フト、或ハ民
間ノ徵兵保險等ニ影響ヲ及ボスノ虞ハナイ
カ、斯様ナ點モ考慮ノ中ニ入れマシテ、先
づ初メテノ試ミデアリマスルカラ十二歳カ
ラ三歳マデ、延長イタシマシテ、其實績ニ
依リマシテ、只今柳澤伯爵ノ御説ノ如ク、
或ハ零歳マデ引延バスト云フコトハ、近キ
將來ニ出來得ルコトト、斯様ニ考ヘマシテ、
先づ當分ノ中、時宜ニ適シタルコトハ三歳
ガ一番適當デハナイカト、斯様ニ信ジマシ
テ、本案ヲ提出シタ次第アルノデアリマ
スト、詰リ細民ハ零歳カラ二歳迄ハ何等保
護ハ受ケナイコトニナル、私ハ、死亡率モ多
シ出產率モ多イカラ、殊ニ社會政策トシテモ
此邊ノ御考慮ガアルベキモノト考ヘテ居リ
マシタガ、ソノ論ハ他日ニ譲リマス、併ナ

第一條 地方長官ハ寄生蟲病ノ豫防上必
要ト認ムルトキハ健診斷ヲ行ヒ又ハ
糞便検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ健康診斷又ハ糞便検査ノ費用ハ
北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第三條 地方長官ハ糞便其ノ他寄生蟲病
傳播ノ媒介ト爲ルベキ物件ノ處置ニ付

寄生蟲病ノ豫防上必要ナル命令ヲ發シ
又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地
ニ在リテハニ準ズベキモノトス以下
之ニ同ジ)ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ寄
生蟲病ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲
スベシ

第五條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ寄生蟲病ノ豫防及治療
ノ費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其
ノ費用ノ補助ヲ爲スベシ

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ第三條
ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分
ニ依リ糞便其ノ他ノ物件ノ處置ヲ爲ス
者ニ對シ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ補
助スルコトヲ得

第七條 國庫ハ前二條ノ補助ノ爲其ノ他
寄生蟲病ノ豫防及治療ノ費用ノ支出
ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其
ノ支出額ノ六分ノ一部ヲ補助ス

第八條 第三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ
命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓
以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

寄生蟲病豫防法案

寄生蟲病豫防法

第一條 本法ニ於テ寄生蟲病ト稱スルハ
蛔蟲病、十二指腸蟲病、住血吸蟲病、
肝臟「デストマ」病及主務大臣ノ指定ス

ル寄生蟲病ヲ謂フ

第一條 地方長官ハ寄生蟲病ノ豫防上必
要ト認ムルトキハ健診斷ヲ行ヒ又ハ
糞便検査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ健康診斷又ハ糞便検査ノ費用ハ
北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第三條 地方長官ハ糞便其ノ他寄生蟲病
傳播ノ媒介ト爲ルベキ物件ノ處置ニ付

寄生蟲病ノ豫防上必要ナル命令ヲ發シ
又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地
ニ在リテハニ準ズベキモノトス以下
之ニ同ジ)ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ寄
生蟲病ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲
スベシ

第五條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ寄生蟲病ノ豫防及治療
ノ費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其
ノ費用ノ補助ヲ爲スベシ

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ第三條
ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分
ニ依リ糞便其ノ他ノ物件ノ處置ヲ爲ス
者ニ對シ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ補
助スルコトヲ得

第七條 國庫ハ前二條ノ補助ノ爲其ノ他
寄生蟲病ノ豫防及治療ノ費用ノ支出
ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其
ノ支出額ノ六分ノ一部ヲ補助ス

第八條 第三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ
命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓
以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

五條第二項ノ改正規定ニ依リ難キ事項

ニ關シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲ス

コトヲ得

大正十五年四月一日以後地價配賦ヲ爲シタル整理施行地區内ノ土地ノ

賃貸價格ハ稅務署長ハ整理施行者ノ申

請ニ依リ其ノ地區内從前ノ土地ニ付土

地貨價格調査法ニ依リ調査シタル賃

貸價格(以下調査賃貸價格ト稱ス)ノ合

計額ヲ工事完了ノトキノ現況ニ依リ每

筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム

命令ノ定ムル期間内ニ前項ノ申請ナキ

トキハ第三項ノ規定ニ依リ定メタル賃

貸價格ヲ以テ前項ノ土地ノ賃貸價格ト

第一項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ配賦ヲ

爲ス迄ハ其ノ土地ノ賃貸價格ハ調査賃

貸價格ノ合計額ヲ從前ノ地價ニ依リ算

出シタル地租條例ノ地租額ニ按分シテ

之ヲ定ム

第一項及前項ノ場合ニ於テ調査賃貸價

格ニ百分ノ三・八ヲ乘シタル金額カ從

前ノ地價ニ依リ算出シタル地租條例ノ

地租額ノ三倍八割ヲユル土地アルト

キハ地租條例ノ地租額ノ三倍八割ニ相

當スル金額ヲ百分ノ三・八ヲ以テ除シ

タル金額ヲ以テ其ノ土地ノ調査賃貸價

格トス

第四條 前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ

依リ賃貸價格ノ配賦ヲ爲シ又ハ之ヲ定

メタル土地ハ耕地整理減租年期ヲ有ス

但シ地價配賦後地目變換、地類變換又

ハ開墾ヲ爲シタル土地ニ付テハ此ノ限

ニ在ラス

第十三條ノ三第二項、第三項及第八十

六條ノ二ノ改正規定ハ前條第一項又ハ

第三項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ配賦ヲ

爲シ又ハ之ヲ定メタル土地ニ之ヲ準用

ス

第五條 附則第三條第一項ノ規定ニ依リ

賃貸價格ノ配賦ヲ爲シタル土地ニ付テ

ハ其ノ配賦ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ

配賦シタル賃貸價格ニ依リ、同條第三

項ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メタル上

地ニ付テハ昭和六年分ヨリ同條第一項

ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ配賦ヲ爲ス年

ノ分迄其ノ定メタル賃貸價格ニ依リ地

租ヲ徵收ス

附則第三條第一項ノ規定ニ依リ昭和六

年ニ賃貸價格ノ配賦ヲ爲シタル土地ノ

昭和六年分ノ地租ハ附則第三條第三項

ノ規定ニ準シ算出シタル賃貸價格ニ依

リ之ヲ徵收ス

第六條 大正十五年三月三十一日迄ニ地

價配賦ヲ爲シタル整理施行地區内ノ土

地ノ賃貸價格ハ其ノ土地ノ屬スル郡又

ハ市ニ於ケル土地(大正十五年三月三

十一日迄ニ地價配賦ヲ爲シタル土地ヲ

除クノ)地目別ノ大正十五年四月一日

現在ノ地價ノ合計額ヲ以テ之ニ對スル

地租法第九十二條ノ規定ニ依ル賃貸價

格ノ合計額ヲ除シテ得タル比率ヲ乘シ

別ニ毎筆ノ地價ニ乘シタル額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ土地ノ屬スル郡

又ハ市ニ於ケル當該地目ノ土地ノ大正

十五年四月一日現在ノ總地積ノ二分ノ

一以上カ其ノ前日迄ニ地價配賦ヲ爲シ

タルモノナルトキハ同項ノ郡又ハ市ハ

之ヲ府縣トス

第一項ノ場合ニ於テ附則第十六條第一

項但書ノ規定ニ依ル宅地ノ賃貸價格ハ

其ノ土地ノ屬スル府縣ニ於ケル宅地

(大正十五年三月三十一日迄ニ地價配賦ヲ爲シタル宅地ヲ除ク)ノ大正十五

年四月一日現在ノ地價ノ合計額ヲ以テ

之ニ對スル地租法第九十二條ノ規定ニ

依ル賃貸價格ノ合計額ヲ除シテ得タル

第十四條ノ三ノ改正規定ハ前項ノ土地

ニ付賃貸價格配賦前ニ於テ地租法第九

條第一項ノ規定ニ依リ一般ニ賃貸價格

ヲ改訂スル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 本法施行前耕地整理地價据置

年期若ハ其ノ年期延長又ハ耕地整理新

開免租年期ノ許可ヲ受ケタル土地ニシ

テ本法施行ノ際未タ其ノ年期ノ満了セ

サルモノハ左ノ區分ニ從ヒ本法ニ依リ

減租年期又ハ免租年期ヲ許可セラレタ

ルモノト看做ス

第七條 前條ノ規定ハ地價配賦後地目變

換、地類變換又ハ開墾ヲ爲シタル土地

ニ之ヲ適用セス

前條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メタル

土地ニ付テハ昭和六年分ヨリ其ノ賃貸

價格ニ依リ地租ヲ徵收ス

前條ノ規定ニ依リ賃貸價格ヲ定メタル

土地ハ耕地整理減租年期ヲ有ス

土地ノ賃貸價格ノ合計額ヲ以テ之ニ對スル

地租法第九條第一項ノ規定ニ依

リ一般ニ賃貸價格ヲ改訂スル場合ニ於

テハ前條第三項ノ年期ヲ有スル土地ノ

賃貸價格ヲ爲シタル地租法第九十二條ノ

規定ニ依ル賃貸價格ニ相當スル額ノ合

計額ヲ以テ除シテ得タル比率ヲ乘シタ

ル額ニ之ヲ改訂ス

第八條 地租法第九條第一項ノ規定ニ依

リ一般ニ賃貸價格ヲ改訂スル場合ニ於

テハ前條第三項ノ年期ヲ有スル土地ノ

賃貸價格ハ其ノ改訂ニ依リ定メタル

ヘキ賃貸價格ニ相當スル額ノ合

計額ヲ以テ除シテ得タル比率ヲ乘シタ

ル額ニ之ヲ改訂ス

第九條 第十四條及第十四條ノ二ノ改正

規定ハ大正十五年四月一日以後地價配

賦ヲ爲シタル整理施行地區内ノ土地ニシ

テ從前ノ第十四條ノ規定ニ依リ地價ノ修

正又ハ設定ヲ爲シタルモノニ付附則第

三條ノ調查賃貸價格ヲ算定スル場合ニ

之ヲ準用ス但シ附則第三條第三項ニ規

定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申請

ヲ要セス

第十條 第十四條及第十四條ノ二ノ改正

規定ハ本法施行ノ際未タ地價配賦ヲ爲

ササル整理施行地區内ノ土地ニシテ從

前ノ第十四條ノ規定ニ依リ地價ノ修正

又ハ設定ヲ爲シタルモノニ付現賃貸價

格ヲ算定スル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 第十五條ノ改正規定ハ大正十

五年四月一日以後地價配賦ヲ爲シタル

整理施行地區内ノ土地ニシテ從前ノ第

十五條ノ規定ニ依リ地價ノ修正又ハ設

定ヲ爲シタルモノニ付附則第三條第三項ニ

調査賃貸價格ヲ算定スル場合ニ之ヲ準用

ス但シ附則第三條第三項ニ規定ス

合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セス

第十三條 第十五條ノ改正規定ハ本法施

行ノ際未タ地價配賦ヲ爲ササル整理施

行地區内ノ土地ニシテ從前ノ第十五條

ノ規定ニ依リ地價ノ修正又ハ設定ヲ爲

シタルモノニ付現賃貸價格ヲ算定スル場

合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セス

第十二條 第十五條ノ改正規定ハ大正十

五年四月一日以後地價配賦ヲ爲シタル

整理施行地區内ノ土地ニシテ從前ノ第

十五條ノ規定ニ依リ地價ノ修正又ハ設

定ヲ爲シタルモノニ付附則第三條第三項ニ

調査賃貸價格ヲ算定スル場合ニ之ヲ準用

ス但シ附則第三條第三項ニ規定ス

合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セス

第十四條 第十五條ノ改正規定ハ本法施

行ノ際未タ地價配賦ヲ爲ササル整理施

行地區内ノ土地ニシテ從前ノ第十五條

ノ規定ニ依リ地價ノ修正又ハ設定ヲ爲

シタルモノニ付現賃貸價格ヲ算定スル場

合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セス

四〇七

合ニ之ヲ準用ス

第十三條ノ二ノ改正規定ハ前項ノ土地ニ付賃貸價格配賦前ニ於テ地租法第九

條第一項ノ規定ニ依リ一般ニ賃貸價格ヲ改訂スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ三ノ改正規定ハ第一項ノ土地ニ付其ノ年期カ賃貸價格配賦前ニ満了スル場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 第十六條乃至第十六條ノ七ノ改正規定ハ附則第三條第一項又ハ第三

項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ配賦ヲ爲シ又ハ之ヲ定ムルトキニ於テ整理施行地

區内ニ從前ノ第十六條ノ規定ニ依ル利益ヲ有スル土壤アル場合ニ之ヲ準用ス

但シ附則第三條第三項ニ規定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セス

第十五條 大正十五年三月三十一日迄ニ

地價配賦ヲ爲シタル整理施行地區内ノ土地ニシテ從前ノ第十六條ノ規定ニ依ル利益ヲ有スルモノニ付テハ同條ノ建

年期間ノ經過スル年ノ翌年迄ハ附則第六

條ノ規定ニ依ル利益ニ相當ス

ヨリ第二項ノ規定ニ依リ算出スル額ヲ控除シタル額ヲ以テ其ノ賃貸價格トス

前項ノ規定ニ依リ控除スヘキ額ハ從前

ニ規定スル其ノ土地ノ稅率ヲ以テ除シタル額ニ其ノ土地ノ從前ノ地價ヲ以テ

附則第六條ノ規定ニ依ル賃貸價格ヲ除

シテ得タル比率ヲ乘シタル額トス

第十六條ノ二及第十六條ノ四乃至第十

六條ノ七ノ改正規定ハ第一項の場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 附則第六條ノ規定ハ市ノ區域内ノ宅地及主務大臣ノ指定スル地域内ノモニ付テ此ノ限ニ在ラス

大正十五年三月三十一日迄ニ地價配賦

ヲ爲ササリシ整理施行地區内ノ宅地ニシテ市ノ區域内又ハ主務大臣ノ指定ス

ル地域内ノモノ(市ノ區域内ノ宅地ニシテ主務大臣ノ指定スル地域内ノモノヲ除ク)ハ耕地整理減租年期ヲ有セ

第十七條 第十二條乃至第十六條ノ七ノ改正規定及前條ノ規定ハ第九十四條ノ規定ニ拘ラス明治三十二年法律第八十

二號耕地整理法ニ依リ耕地整理ニ關シ發起又ハ施行ノ認可ヲ得タル者ニシテ

第九十六條ノ規定ニ係リ耕地整理組合ト爲ラス且未タ地價配賦ヲ爲ササルモノニ之ヲ準用ス

附則第十二條乃至前條ノ規定ハ第九十四條乃至前條ノ規定ニ拘ラス且既ニ地價配賦ヲ爲シ

第八十二號耕地整理法ニ依リ耕地整理ニ關シ發起又ハ施行ノ認可ヲ得タル者ニシテ第十九條ノ規定ニ係リ耕地整理組合ト爲ラス且既ニ地價配賦ヲ爲シ

附則第十三條第三項ノ改正規定ハ第一項、第九條、第十條、第十二條、第

四條、第十五條及前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條 第十三條第一項、第三項、第六條第

一項、第九條、第十條、第十二條、第

四條、第十五條及前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 附則第十七條ノ規定ハ第九十

二條第二項但書ニ規定スル者ニ之ヲ準用ス

(國務大臣町田忠治君演壇ニ登ル)

○國務大臣(町田忠治君) 只今上程サレマ

シテ耕地整理法中改正法律案提出ノ理由ヲ

大體御説明申上げマス、此度現行地租條例ニ代ルベキ地租法ガ提案セラレマシテ、爾

來課稅ノ標準デアリマシタ地價ガ今般賃貸

價格ニ改メラレマシタ、尙ホ之ヲ十年毎ニ

一般ニ改訂セラル、旨ノ規定ガアリマシ

テ、其結果耕地整理法中地租ニ關スル規定

モ當然改正ヲ要スルニ至ラ次第デアリマ

ス、即チ耕地整理施行地ノ地價ノ配賦ニ關スル規定ヲバ、賃貸價格ノ配賦ニ關スル規定ヲバ、又賃

貸價格ガ十年毎ニ一般ニ改訂セラル場合

ニ於キマシテモ、耕地整理施行地ノ賃貸價格ノ改訂方法ニ關シテハ、特別ノ規定ヲ新

ニ設ケテ、耕地整理ニ關スル恩典ヲ從來ノ如ク茲ニ設ケテアルノデアリマス、其他現

行法上ノ耕地整理ニ依ル地價其他ノ恩典ヲ

モ新地租法ノ下ニ於テ同様ニ存置セシムル

ニ御利用ニナルノデアリマスカ、農林省ニ

如ク茲ニ設ケテアルノデアリマス、其他現

行法上ノ耕地整理ニ依ル地價其他ノ恩典ヲ

ニ於キマシテモ、是ガ本業改正ノ主ナル點デ

ゴザイマス、尙ホ本案改正ニ付キマシテ市

街地附近ニアリマスル耕地整理ニ付キマシ

テ、特別ノ規定ヲ設ケタノデアリマス、即

チ市街地附近ノ土地ハ原則ト致シマシテ、

ゴザイマス、尙ホ本案改正ニ付キマシテ市

ザイマスルカラ、統計モアリマスルカラ、書面ニ依テ御手許ニ御廻シシテモ宜カラ

○伯爵柳澤保惠君 私ハ耕地調査ノ結果ヲ

ウト思ヒマス

○伯爵柳澤保惠君 私ハ耕地調査ノ結果ヲ

ウト思ヒマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ地租法

案、外六件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第六、國立

公園法案、第七、土地收用法中改正法律

案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、内

務政務次官齋藤君

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ地租法

案、外六件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第六、國立

公園法案、第七、土地收用法中改正法律

案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、内

務政務次官齋藤君

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ地租法

案、外六件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ハ地租法

〔國務大臣濱口雄幸君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（濱口雄幸君） 諸君、私ノ遭難

ヲ認メ、其健全ナル發達ヲ圖ラントスルノ

設ノ見ルベキモノナク、一般ノ利用上、遺

憾ガ少カラザル情況デアルノアリマス、

然ルニ國立公園ノ實現促進ニ關シマシテハ

帝國議會ニ提出セラレタル建議及請願ハ第

二十八議會以來今日マデニ實ニ百數十件ニ

上リマシテ、國民民意ノドノ邊ニアルカガ

略、窺ヒ知ラレルノデアリマス、內務省ニ於

キマシテハ國立公園ノ本質ト國民ノ要望ト

ニ鑑ミマシテ、優秀ナル自然ノ素質、土地

ノ分布竝ニ所有關係等ヲ斟酌シテ、全國ニ

瓦リ十六箇所ノ候補地ヲ選定イタシマシ

テ、大正十年以降、逐次基礎的調査ヲ施行

シテ既ニ全部其完了ヲ告ゲタノデアリマ

ス、今ニシテ國家が根本政策ヲ確立シテ地

方ニ臨マケレバ、他日國立公園ノ計畫事

業ニ支障扞格ヲ招來スルノ虞ガアリマス、

然ルニ一面ニ於キマシテハ、經濟事業ノ發

達ニ伴ヒ、動モスレバ國立公園ノ理想ニ基キ永遠

ニ天然ノ公園トシテ保護開發スペキ區域ヲ

劃シテ置クベキ必要ガアリマス、若夫レ國

立公園ヲ通ジテ我國ノ獨得ナル大風景ヲ廣

ク外國人ニ享用セシメマスルコトハ彼ノ觀

光施設ト相俟テ、我國ノ國情ヲ海外ニ紹介

シ、國際親善上寄與スル所多キハ間ヨリ、

延イテハ國際貿易改善ニ資スル所必ズヤ至

ナルモノアリト考ヘマス、政府ハ前述ノ

如ク内外ノ情勢ニ鑑ミ、之ヲ我國國情ニ照

シテ割切ナル國立公園政策ノ大綱ヲ決定

レ、官民ヲシテ依ル所ヲ知ラシムルノ必要

ヲ認メ、昨年一月内務省ニ國立公園調査會

ヲ設置シ、此會ノ權威及關係各廳ノ當局ヲ

煩シテ、銳意調査審議ヲ進メテ居リマス、

實ニ右調査會ノ答申ニ基キテ成案ヲ得ルニ

至ッモノニアリマス、法案ノ骨子ハ第一ニ

國立公園ノ指定、國立公園計畫及國立公園

事業ノ決定ハ國立公園ニ關スル事項中、極

メテ重要ニシテ、且ツ其關係スル所頗ル廣

汎デアリマスルカラ、特ニ關係各廳ノ官吏

竝ニ學識經驗家ヨル成ル權威アル國立公園

委員會ノ意見ヲ聽キマシテ、主務大臣ガ之

ヲ爲スコトニ致シテ居リマス、第二ニ國立

公園事業ノ執行及其費用ノ負擔ハ原則トシ

テ國ガ之ニ當リマスルケレドモ、地方ノ利

益ト一致スルガ如キ特別ノ事由アリト認メ

ラル、事業ハ、公共團體ニ命ジテ、其負擔

ニ於テ之ヲ執行セシムルヲ得ルコト、又營

利事業トシテ成立チ得ルモノハ民間ニモ特

事業ノ爲ニ、之ニ要スル専用自動車道ノ開設

ヲ認メ、其健全ナル發達ヲ圖ラントスルノ

設ニアリマス、又國立公園法ヲ制定シマシテ

我國ニ於ケル優秀ナル自然ノ大風景地ヲ保

護開發シ、以テ國民保健休養乃至教化ニ資

セントスルノデアリマス、而シテ是等專用

自動車道及ビ國立公園ニ關スル事業ハ、何

レモ公共ノ利益トナルベキ事業デアリマシ

テ、是ガ施設ニ要スル土地ハ土地收用法ニ

依ツテ收用又ハ使用シ得ルノ途ヲ開クノ必

要ガアリマス、仍ツテ茲ニ土地收用法中改正

法律案ヲ提出イタシタ次第アリマス、是

亦御審議ノ上御協賛アラムコトヲバ御願ヒ

致シマス

○議長（公爵德川家達君） 兩案ノ特別委員

ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔瀬古書記官朗讀〕

○議長（公爵德川家達君） 兩案ノ特別委員

ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

〔拍手起ル〕

〔國務大臣濱口雄幸君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（濱口雄幸君） 諸君、私ノ遭難

ニ付キマシテ一月二十二日、貴族院ノ決議

ニ付テ鄭重ナル御慰問ヲ辱ウ致シマシタコ

トハ、誠ニ感謝ニ堪ヘマセヌ所アリマス、

私遭難ノ爲メ時局多事ノ折柄、數箇月ノ間

國務ヲ離ルルノ已ムナキニ至リマシテ、今

日マデ諸君ト相見エテ共ニ國政ヲ議スル

得マセナカタコトハ、私ノ頗ル遺憾トスル

所デアリマス、爾來健康モ次第回復ヲ致

シマシテ、一昨日ヲ以テ幣原首相臨時代理

ノ任ヲ解カレ、同時ニ私自ラ總理大臣ノ職

務ニ當ルコトナシアリマス、茲ニ過

日ノ御慰問ニ對シ、謹ンデ謝意ヲ表スルト

共ニ、此段御報告ヲ申上ゲル次第アリマ

ス

○議長（公爵松平康昌君） 取引稅所法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及

報告候也

昭和六年三月七日

○議長（公爵松平康昌君） 委員長侯爵松平

康昌

○議長（公爵松平康昌君） 日程第八、取引

稅所法中改正法律案、政府提出、衆議院送付

第一讀會ノ續、委員長報告、特別委員長松

平侯爵ノ登壇ヲ望ミマス

〔拍手起ル〕

○議長（公爵松平康昌君） 取引稅所法中改正法律案

御報告申上ゲマス、本案ノ提出理由及ビ其

御報告申上ゲマス、本案ノ提出理由及ビ其

大綱ハ本議場ニ於キマシテ政府委員ヨリ御

報告申上ゲマス、本案ノ提出理由及ビ其

御報告申上ゲマス、本案ノ提出理由及ビ其

取引ニ課セラレタル税率ヲ半減ト云フコト
ニ致シマシテ、取引ノ圓滑利用ニ供サムト
スルモノト考ヘマス、ソレニ付キマシテ委
員會ニ於キマシテ、協議及ビ質問ヲ致シマ
シタル所ノ主ナル點ヲ御報告申上、ゲマス
ガ、第一ハ投機者流ノ悪用ニ供セラレルコ
トガナキヤト云フコト、投機心ヲ煽ルヤウ
ナ結果ニナリハシナイカト云フコト、ソレ
カラ第二ハ此稅率ノ半減トソレカラ稅收入
トノ關係如何ト云フコト、ソレカラ第三ハ
代行會社ガ活動スルト云フ場合ニ於テ其弊
ガアルカ無イカト云フコト、大體主要ナル
點ハ其邊ニアタ心得マス、次ニ是等ニ關
シマシテ其取締ガ十分ニ行ハレルカドウカ
ト云フ點ニ於キマシテモ、十分ニ質問協議
ヲ致シマシタ、政府當局ニ於キマシテモ、
本議場ニ於テ提案ノ理由ヲ御説明ニナッタ
時ニ話サレタヤウニ、十分此點ニ對シテハ
取締ルト云フ御意思ノアルコトガ能ク分リ
マシタカラ、大體委員會ハソレデ満足イタ
シマシタ、尙ホ一員ヨリ、本案ハ今マデ
ノ法律案改正デハアルケレドモ、其結果ニ
於キマシテハ新ラシイ取引所ノ新設ト云フ
コトト、同ジヤウナ結果ニナルトモ考ヘラ
レルカラ、サウ云フ場合ニ起ル所ノ色々ノ
弊ヲ十分取締ルヤウニ政府當局ニ注意ヲシテ
貢ヒタイト云フ希望、ソレカラ尙ホ需要供
給ト云フコトニ關シマシテ、十分ニ圓滑ニ
是ガ行ハレルヤウニト云フヤウナ注意ガア
リマシテ、政府當局ニ於キマシテモ同ジ考
デアフテ、ソレニ努メルト云フヤウナコトガ
十分分リマシタノデ、委員會ハ全會一致ヲ
以テ之ヲ可決イタシマシタ、尙ホ足ラナイ
所ハドウゾ、速記録ヲ御覽下サマシテ補
テ戴キタイト思ヒマス、委員長ト致シマシ
テ甚ダ盡シマセヌケレドモ、委員會ノ御報
告ヲ申上げマス、御承認ヲ御願ヒ致シマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ニ付テ他ニ
發言者モナイト認メマスカラ採決ヲ致シマ
ス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴ

取引ニ課セラレタル税率ヲ半減ト云フコト
ニ致シマシテ、取引ノ圓滑利用ニ供サムト

スルモノト考ヘマス、ソレニ付キマシテ委
員會ニ於キマシテ、協議及ビ質問ヲ致シマ

シタル所ノ主ナル點ヲ御報告申上、ゲマス
ガ、第一ハ投機者流ノ悪用ニ供セラレルコ
トガナキヤト云フコト、投機心ヲ煽ルヤウ
ナ結果ニナリハシナイカト云フコト、ソレ
カラ第二ハ此稅率ノ半減トソレカラ稅收入
トノ關係如何ト云フコト、ソレカラ第三ハ
代行會社ガ活動スルト云フ場合ニ於テ其弊
ガアルカ無イカト云フコト、大體主要ナル
點ハ其邊ニアタ心得マス、次ニ是等ニ關
シマシテ其取締ガ十分ニ行ハレルカドウカ
ト云フ點ニ於キマシテモ、十分ニ質問協議
ヲ致シマシタ、政府當局ニ於キマシテモ、
本議場ニ於テ提案ノ理由ヲ御説明ニナッタ
時ニ話サレタヤウニ、十分此點ニ對シテハ
取締ルト云フ御意思ノアルコトガ能ク分リ
マシタカラ、大體委員會ハソレデ満足イタ
シマシタ、尙ホ一員ヨリ、本案ハ今マデ
ノ法律案改正デハアルケレドモ、其結果ニ
於キマシテハ新ラシイ取引所ノ新設ト云フ
コトト、同ジヤウナ結果ニナルトモ考ヘラ
レルカラ、サウ云フ場合ニ起ル所ノ色々ノ
弊ヲ十分取締ルヤウニ政府當局ニ注意ヲシテ
貢ヒタイト云フ希望、ソレカラ尙ホ需要供
給ト云フコトニ關シマシテ、十分ニ圓滑ニ
是ガ行ハレルヤウニト云フヤウナ注意ガア
リマシテ、政府當局ニ於キマシテモ同ジ考
デアフテ、ソレニ努メルト云フヤウナコトガ
十分分リマシタノデ、委員會ハ全會一致ヲ
以テ之ヲ可決イタシマシタ、尙ホ足ラナイ
所ハドウゾ、速記録ヲ御覽下サマシテ補
テ戴キタイト思ヒマス、委員長ト致シマシ
テ甚ダ盡シマセヌケレドモ、委員會ノ御報
告ヲ申上げマス、御承認ヲ御願ヒ致シマス
○議長(公爵徳川家達君) 本案ニ付テ他ニ
發言者モナイト認メマスカラ採決ヲ致シマ
ス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異存ゴ

ザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者ア」

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第二讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 本案全部ヲ問題
ニ供シマス、原案ニ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

○子爵西大路吉光君 直ニ本案ノ第三讀會

ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

○子爵清岡長言君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵徳川家達君) 第二讀會ノ決議
通リデ御異存ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認
メマス

未成年者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

未成年者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

宮城縣仙臺市東一番丁平民澤晴夫外五
千五百四十八名呈出

未成人者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

未成人者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

未成人者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

未成人者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

未成人者飲酒禁止法ノ改正法制定ニ反対
ノ件

秋田縣雄勝郡湯澤町工伊藤仁右衛門外
百六十九名呈出

靜岡縣濱松市着町平民間淵榮一郎外二
吉外八百三十九名呈出

富山縣下新川郡魚津町商守谷仙作外五
千六百八十三名呈出

廣島縣吳市和庄通海軍職工松本勉實外
二千四百三十名呈出

廣島縣廣島市白島九軒町酒造業原九造
外千九百三十名呈出

和歌山縣和歌山市湊糸屋町會社員南方
常楠外千六十一名呈出

大分縣大分市酒造業高田保外二千六百
三十名呈出

福井縣今立郡上池田村酒商平井甚左エ
門外五千二百七十四名呈出

高知縣高知市細工町商竹村豐之助外三
千八百六十九名呈出

福井縣今立郡上池田村酒商平井甚左エ
門外五千二百七十四名呈出

兵庫縣神戶市平野矢部町雜貨商眞野源
八外二百九十四名呈出

福岡縣福岡市簗子町印刷業柴藤京太郎
外二万三千四百名呈出

群馬縣群馬郡總社町商山賀正夫外三千
名呈出

七百八名呈出

兵庫縣神戶市平野矢部町雜貨商眞野源
八外二百九十四名呈出

山形縣南道賜郡塙田村農濱田五左衛門
外三千二十八名呈出

大阪市北區伊勢町酒商鹿島爲次郎外四
郎外三千三百五十三名呈出

奈良縣宇智郡五條町平民山本米三外五
百七十九名呈出

愛媛縣北宇和郡高光村酒造業赤松兵三
郎外三千三百五十三名呈出

奈良縣宇智郡五條町平民山本米三外五
百四十七名呈出

北海道上川郡名寄町商名取忠重外六千
名呈出

島根縣松江市石橋町商原田岩三郎外九
百四十七名呈出

奈良縣宇智郡五條町平民山本米三外五
百三十九名呈出

北海道札幌市南十條土木請負業松本敬
一郎外四百七十五名呈出

愛知縣寶飯郡國府町酒造業白井九一郎
外八百五十九名呈出

愛知縣寶飯郡國府町

東京市麹町區丸ノ内酒造組合中央會會
長黃金井爲造呈出

右ノ請願ハ酒類ハ我國ニ於ケル天賦ノ嗜
好的飲料ニシテ古來儀禮、保健及ヒ慰安
上ノ必須品ナルニ拘ラス近頃外來ノ禁慾
思想ニ偏傾シ酒類ノ效果ヲ浚シ唯々過飲
ノ弊ヲ標シ殊ニ二十歳以上二十五歳迄ノ
モノニ對シテモ飲酒取締ノ爲メ未成年者
ルハ管ニ其ノ取締ノ困難アルノミナラス
犯罪者ヲ續出セシムルノ虞アルニ依リ該
法案ハ之レヲ否決セラレタシトノ旨趣ニ
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモ
ノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理 外務大臣男爵幣原喜重郎殿

飲酒禁止法ノ改正法律案ヲ提出セムトス
ルハ管ニ其ノ取締ノ困難アルノミナラス
犯罪者ヲ續出セシムルノ虞アルニ依リ該
法案ハ之レヲ否決セラレタシトノ旨趣ニ
シテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモ
ノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報
告ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十ヨリ第
十九迄、請願、會議

意見書案

名寄區裁判所出張所設置ノ件

穀類掲示取締法制定ニ關スル件

長野縣埴科郡坂城町精米業兒玉勝助
呈出

右ノ請願ハ混砂精米ハ米麥ノ質量ヲ損
失スルコト莫大ナルノミナラス國民ノ保
健衛生上有害ナルコト專門學者ノ研究故
ニ實際家ノ經験ニ依リ明白ナルニ拘ラス
今尙ホ舊習ニ因ハレ無砂精米麥ニ更フルモ
ノ少ナルハ食糧經濟上並ニ國民保健上
甚々遺憾ナルヲ以テ速ニ穀類掲示取締法ヲ制
定シ混砂掲示取締法共ニ無砂精米麥ノ普及ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴

族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊
及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理 外務大臣男爵幣原喜重郎殿

福島縣田村郡要田村ニ無集配郵便局設
置ノ件

意見書案

大阪府堺市三國丘町平民杉野喜祐外
八百三十六名呈出

釋放者保護制度設定ノ件

大阪府堺市三國丘町平民杉野喜祐外
八百三十六名呈出

右ノ請願ハ釋放者保護事業ハ社會當面ノ
緊要事ナルニ拘ラス今尙ホ該事業ノ成績
不振ナルハ一面其ノ財源ノ窮乏ニ基クト
雖モ他面釋放者保護團體ニ何等ノ法的權
能ナキニ因ルコト亦多ナルハ甚々遺憾
ナルニ依リ速ニ釋放者保護ニ關スル制度
ヲ設定シ斯業ノ充實ヲ圖ラレタシトノ旨
趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘ
キモノト議決致候因テ議院法第六十五條
ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報
告ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 請願委員長ノ報
メマス

○議長(公爵徳川家達君) 日程第十ヨリ第
十九迄、請願、會議

意見書案

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

名寄區裁判所出張所設置ノ件

北海道中川郡中川村公吏川越武躬外
八百七十二名呈出

右ノ請願ハ北海道中川郡中川村ハ近時戶
口増殖シ産業モ亦發達セルタメ登記事務
夥多ナルニ拘ラス管轄名寄區裁判所美深
出張所ヲ距ルコト遠ク村民ノ不利不便尠
カラサルハ地方開發上甚々遺憾ナルヲ以
テ同村管轄名寄區裁判所出張所ヲ設置

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

右ノ請願ハ北海道枝幸郡頓別村ニ漁業組合設置ノ

北海道枝幸郡頓別村平民漁業村岡榮
呈出

右ノ請願ハ北海道枝幸郡頓別村ハ「オコ
ツク」海ニ面スル有望ノ漁村ナルニ拘ラ
ス曩ニ枝幸村ヨリ分村シテ既ニ相當年月
ヲ經過スルモ今尙ホ枝幸漁業組合ノ區域
内トシテ同村地先水面ノ專用漁業權ハ同
組合ニ屬ス然ニ組合員ノ多數ハ枝幸村
ノ漁業者ナルヲ以テ頓別村地先水面ハ其
ノ権利ニ躊躇セラレ同村漁民ノ不利甚シ
ク漁業發展上甚々遺憾ナルニ依リ枝幸漁
業組合ヨリ頓別村一圓ヲ分離シテ新ニ漁
業組合ノ設置ヲ許可シ地先水面ニ對シ專
用漁業權ヲ免許セラレタシトノ旨趣ニシ
ベキモノト議決致候因テ議院法第六十五

條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理 外務大臣男爵幣原喜重郎殿

福島縣田村郡要田村ニ無集配郵便局設
置ノ件

意見書案

右ノ請願ハ福島縣田村郡要田村ハ戸口多
ク近時產業ノ發達著シク交通頻繁ニシテ
通信事務激増シ且ツ貯蓄ヲ獎勵シ實行ス
ルノ機關必要ナルニ拘ラス郵便局ナキハ
甚々遺憾ナルニ依リ速ニ同村地内ニ無集
配郵便局ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシ
テ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノ
ト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

名寄區裁判所出張所設置ノ件

北海道枝幸郡頓別村平民漁業村岡榮
呈出

右ノ請願ハ北海道枝幸郡頓別村ハ「オコ
ツク」海ニ面スル有望ノ漁村ナルニ拘ラ
ス曩ニ枝幸村ヨリ分村シテ既ニ相當年月
ヲ經過スルモ今尙ホ枝幸漁業組合ノ區域
内トシテ同村地先水面ノ專用漁業權ハ同
組合ニ屬ス然ニ組合員ノ多數ハ枝幸村
ノ漁業者ナルヲ以テ頓別村地先水面ハ其
ノ権利ニ躊躇セラレ同村漁民ノ不利甚シ
ク漁業發展上甚々遺憾ナルニ依リ枝幸漁
業組合ヨリ頓別村一圓ヲ分離シテ新ニ漁
業組合ノ設置ヲ許可シ地先水面ニ對シ專
用漁業權ヲ免許セラレタシトノ旨趣ニシ
ベキモノト議決致候因テ議院法第六十五

条ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理 外務大臣男爵幣原喜重郎殿

北海道頓別川河口改修ノ件

意見書案

右ノ請願ハ北海道枝幸郡頓別村平民野村直政
外二百九十名呈出

右ノ請願ハ北海道枝幸郡頓別村頓別川河
口ハ魚介釣獲ナル「オコツク」海沿岸ニ於
ケル漁船唯一ノ碇泊地ナルノミナラス其
ノ流域地方ハ有望ナル農耕地ナルニ拘ラ
ス先年海嘯ノ爲著シキ河口ノ變動ヲ來
シ爾來風波毎ニ閉塞シ河水逆流泥濘ノ爲
メ、漁業、農業茲ニ運輸交通上ノ損害尠
少ナラサルハ本道拓殖上甚々遺憾ナルニ
依リ速ニ工事容易ナル同川河口ヲ改修シ
テ之ヲ港灣トナシ尙ホ同工事完成迄河口
ヲ浚渫セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致
候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送
付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

北海道枝幸郡頓別村平民漁業村岡榮
呈出

右ノ請願ハ北海道枝幸郡頓別村ハ「オコ
ツク」海ニ面スル有望ノ漁村ナルニ拘ラ
ス曩ニ枝幸村ヨリ分村シテ既ニ相當年月
ヲ經過スルモ今尙ホ枝幸漁業組合ノ區域
内トシテ同村地先水面ノ專用漁業權ハ同
組合ニ屬ス然ニ組合員ノ多數ハ枝幸村
ノ漁業者ナルヲ以テ頓別村地先水面ハ其
ノ権利ニ躊躇セラレ同村漁民ノ不利甚シ
ク漁業發展上甚々遺憾ナルニ依リ枝幸漁
業組合ヨリ頓別村一圓ヲ分離シテ新ニ漁
業組合ノ設置ヲ許可シ地先水面ニ對シ專
用漁業權ヲ免許セラレタシトノ旨趣ニシ
ベキモノト議決致候因テ議院法第六十五

条ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理 外務大臣男爵幣原喜重郎殿

北海道釜石港ヲ開港ニ指定、税關官署
設置ノ件

意見書案

右ノ請願ハ岩手縣釜石港ヲ開港ニ指定、税關官署
設置ノ件

右ノ請願ハ岩手縣釜石港ヲ開港ニ指定、税關官署
設置ノ件

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

岩手縣紫波郡乙部村公吏福田龜吉外
千八百八十六名呈出

右ノ請願ハ岩手縣釜石港ハ三陸沿岸ノ中
央ニ位スル天然ノ良港ニシテ濱洲、支那、
西伯利亞等ヨリノ輸入年額三百万圓、米
圓ニ達セルニ拘ラス開港ニアラサル爲メ

他港ヲ經由セサルヘカラスニテハ時日

經費ノ徒消甚シキヲ以テ同港ヲ開港ニ指

定シ税關官署ヲ設置セラレタントノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ

モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ

做リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

島根縣邑智郡長谷村ニ郵便局設置ノ件

島根縣邑智郡長谷村平民農古川寛外

十二名呈出

右ノ請願ハ島根縣邑智郡長谷村ハ農産、

畜産ニ富ミ通信機關ノ所要切ナルニ拘ラ

ス最寄郵便局ヲ距ルコト遠ク且ツ急坂ニ

シテ住民ノ不便甚シキハ通信上極ニ貯蓄

獎勵上遺憾ナルニ依リ同村ニ郵便局ヲ設

置セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願

意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因

テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候

也昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

島根縣那賀郡大内村ニ無集配郵便局設

置ノ件

島根縣那賀郡大内村長岡本秀孝外一

名呈出

右ノ請願ハ島根縣那賀郡大内村ハ夙ニ農

產、林產ニ富ミ且ツ近時養蠶業亦發展シ

通信機關ノ設備ヲ望ムコト切ナルニ拘ラ

トノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採

擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六

五條ニ依リ別冊及送付候也

○議長(公爵徳川家達君) 日程、第二十ヨ

リ第三十迄、請願、會議

カ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

メマス

意見書案
島根縣那賀郡大内村無集配郵便局設置ノ請願外十件 會議

十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

雪害ニ關シ市町村義務教育費國庫負擔

法ノ施行勅令改正ノ件

青森縣南津輕郡山形村平民公吏熊澤

四郎外一万三千四百五名呈出

青森縣南津輕郡山形村平民主民公吏熊澤

瞭靜外千二百二十四名呈出

北海道葉取村商山本和外百九

十三名呈出

右ノ請願ハ雪國地方ノ住民ハ冬期間概不

積雪ノ裡ニ生活シ衛生、保健、土木、交

通、產業等ニ甚大ナル損害ヲ受タルニ拘

テス毫モ政治的ノ助力ト救濟ヲ夕皇化音

遍ノ本義ニ稽フルモ降雪ナキ地方トノ權

衡上甚々遺憾ナルニ依リ速ニ市町村義務

教育費國庫負擔法ノ施行ニ關スル件(勅

令第三百十五號)中第七條第二項ニ「雪

害」ヲ加ヘ雪害ヲ以テ隨時分擔金ヲ交付

セラレタントノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意

ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ

議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

御異議ナイト認

カ

○議長(公爵徳川家達君) 是等ノ請願モ請

願

委員長ノ報告通リテ御異存ゴザイマセヌ

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

意見書案

島根縣簸川郡遙堪村ニ無集配郵便局設

置ノ件

島根縣簸川郡遙堪村平民高橋運右

衛門外十六名呈出

右ノ請願ハ島根縣簸川郡遙堪村ハ近時產

業並ニ交通發達シ殊ニ附近北山脈及ヒ砂

山一帶ノ景勝ニ遊覽スル者等漸次其ノ數

ヲ加ヘ從テ遞信事務夥多ナルニ拘テ最

寄郵便局ヲ距ルコト遠ク通信上不利不便

鈔カラサルハ甚々遺憾ナルニ依リ同村ニ

無集配郵便局ヲ設置セラレタントノ旨趣

ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキ

モノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ

依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

軍人傷痍記章令中改正即行ノ件

和歌山縣和歌山市南休賀町米賀商持

谷彌太郎外五十八名呈出

滋賀縣神崎郡九幡村平民農德岡實次

郎外九十六名呈出

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

軍人傷痍記章令中改正即行ノ件

和歌山縣和歌山市南休賀町米賀商持

谷彌太郎外五十八名呈出

滋賀縣神崎郡九幡村平民農德岡實次

郎外九十六名呈出

右ノ請願ハ未成線鐵道江差線鐵道ノ終點

江差町ヨリ未成線鐵道瀬棚線鐵道ノ終點

瀬棚町ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

ニ於ケル豊富ナル農産、林産及ヒ礦產ノ

資源ヲ開發スルト共ニ魚族豐富ナル海岸

地方ニ於タル海產物ノ輸送上重要ノ線路

ナルノミナテス日本海一帯ヲ連絡シ南下

關ヨリ北岸太ニ通スル幹線トシテ運輸交

通及ヒ國防上重要ナルニ依リ之ヲ鐵道施

設法別表ニ編入シ速ニ敷設セラレタント

ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇

スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十

五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

軍人傷痍記章令中改正即行ノ件

和歌山縣和歌山市南休賀町米賀商持

谷彌太郎外五十八名呈出

滋賀縣神崎郡九幡村平民農德岡實次

郎外九十六名呈出

右ノ請願ハ未成線鐵道江差線鐵道ノ終點

江差町ヨリ未成線鐵道瀬棚線鐵道ノ終點

瀬棚町ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線地方

ニ於ケル豊富ナル農産、林産及ヒ礦產ノ

資源ヲ開發スルト共ニ魚族豐富ナル海岸

地方ニ於タル海產物ノ輸送上重要ノ線路

ナルノミナテス日本海一帯ヲ連絡シ南下

關ヨリ北岸太ニ通スル幹線トシテ運輸交

通及ヒ國防上重要ナルニ依リ之ヲ鐵道施

設法別表ニ編入シ速ニ敷設セラレタント

ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇

スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十

五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和六年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家達

内閣總理大臣臨時代理

外務大臣男爵幣原喜重郎殿

意見書案

軍人傷痍記章令中改正即行ノ件

和歌山縣和歌山市南休賀町米賀商持

谷彌太郎外五十八名呈出

滋賀縣神崎郡九幡村平民農德岡實次

郎外九十六名呈出

和歌山縣和歌山市南休賀町米賀商持

谷彌太郎外五十八名呈出

滋賀縣神崎郡九幡村平民農德岡實次

郎外九十六名呈出

和歌山縣和歌山市南休賀町米賀商持

一人モオ出デニナッテゴザイマセヌ、已ムヲ得マセヌカラ、空谷ニ對シテ自ラハ聲ヲ發シテ居ルヤウナ感ガ致スノデアリマスガ、何シロ會期切迫ノ折柄デアリマシテ、已ムヲ得ヌ事柄デゴザイマス、私ハ先般ノ質問ニ對シマシテ大藏大臣ヨリ御答辯ヲ得テ居ルノデゴザイマスケレドモ、其間ニ私ノマダ了解ヲ致シテ居ナイ點ガ多々ゴザイマス、ソレハ金ノ偏在ノ問題ニ關シマシテ、大藏大臣ハ決シテ我國デハ金ノ偏在ハシテ居ラナイ、斯様ニ申シテ居ラレタノデゴザイマスケレドモ、私ガ調査ヲ致シマシタ所ニ依リマスト云フト、一昨年六月現内閣成立以來、昨年ノ十二月マデ約一ヶ年半ノ間にニ、預金部ニ預入、振替時金利子等テ入金ヲ致シテ居リマス所ノ共金ト、之ニ貸付金ノ回収ヲ加ヘタモノヨリ、貸付トシテ以前ヨリ豫定セラレマシタ低利資金ノ貸付、預金ノ引出、利子拂等ヲ差引イテ、其外ニ融通未済額ヲ貸出スト致シマシテモ、尙ホ預金部ニハ約三億圓位ハ手許ニアルト思ハレルノデゴザイマス、其外ニ更ニ日銀ノ當座預金ヲ引出シマシテ、約一億圓バカリ政府ノ御手許ニアル譯デアリマシテ、合計此四億圓ニ對シマシテ、如何ナルコトヲナサレタカト申シマスレバ、外國證券ノ買入ガ約一億圓……一億五千万圓バカリノモノガヨザイマシテ、其外ニ大藏證券ニ對シマシテハ一億圓バカリゴザイマス、ソレカラ國債ノ買入レニ付キマシテモ約二億餘圓バカリアリマシテ、製鐵所其他政府部内ノ貸付金ニ約五万圓バカリゴザイマス、以上ノモノヲ差引キマシテモ、私ハマダ政府ノ御手許ニハ相當ノ、預金部ニハ相當ノ金額ガ私ハ入りマシタ金ト云フモノハ、恐ラク地方ノ方ニハ出テ行クテ居ナイ、斯様ニ考ヘマスシテ金ノ偏在ハナイト申シマスケレドモ、一昨年ヨリ昨年ニ掛ケマシテハ此預金部ニアルト思フノデアリマスガ、儲テ斯ノ如クノ方ニハ出テ行クテ居ナイ、斯様ニ考ヘマスシテ云フト、私ハ大藏大臣ノ御答辯ハ一時ヲ

糊塗スル御答辯デアッテ、眞ニ地方ノ、殊ニ農村ニ對シマシテノ還元ノ途ハ、ソレハ七千万圓或ハ二千五百万圓等ヲ御出シニナカニテ居リマスルガ、ソレヲ御出シニナリマシテモ尙且ツマダ私ハ預金部ニ對シテ相當ノ金ガアル、現内閣閣以來相當ノ金ガアリマシテ、之ニ對シマシテモ如何ナル方法ヲ以テ地方ニ還元サレルノデアルカ、其點ハ私ハ分ラナイ、又當局ノ説明モゴザイマセスカラ分リマセヌカラシテ、金ノ偏在ガナイト云フナラバ、此點ニ付テ十分ニ御説明ガナケレバナラヌモノト思フノデアリマス、又日本銀行ノ兌換券ノ狀況ヲ見マスルニ、昨年十月頃ヨリ増發サレテ居リマシテ、十二月二十七八日頃ガ最モ最高ニ達シテ居テ、當時ハ、十五億圓ヲ突破シテ居タノデアリマス、成程年末ニナリマスレバ相當多額ニ是ハ達スルモノニアリマスルケレドモ、一昨年七十億圓ニ達シテ居ル、而シテ一昨年ノ此當時ハ正貨準備ノ關係カラ申シマスト、即チ正貨準備ハ十一億圓ニ近カッタノデアリマスガ、昨年末ハ僅カ八億圓ニ過ギナエ、即チ制限外發行ガ非常ニ多カッタノデアラウト思フノデアリマス、斯様ナ事柄が明カデアリマシテ、又毎年ノ例ニ依リマスルト年末ニ増發セラレタル所ノ此兌換券ト云モノハ翌年ノ二月頃マデニハ相當ニ收縮セラレルモノデアルケレドモ、本年ハ一月二月ハ是ハ十億圓臺ニ復リマシタケレドモ、此頃ニ至リマシテハ約十億四千万圓デ、尙ホ一億圓バカリノ制限外發行ト云フモノヲ致シテ居ルノデアリマス、此收縮ノ状況ガ甚ダ少イノデアリマスルガ、其主モナル原因ト申シマスルト云フト、私ガ茲ニ申上ゲル迄モナク、昨年年末ニ行ハレタル所ノ此「インフレーション」ノ關係カラ致シマシテ、斯様ナ状況ヲ示シテ居ハシナイカ、又一面ニハ單名手形ハ一月二月頃ニハ偏在セラレルモノニアリマスケレドモ、是モ書換ニナカニテ居ルモノガ相當ニ多イヤウニ思ハ

レルノデアリマス、其結果ハ所謂是モ「インフレーション」トナシテ、中央ハ一時息ヲツキマシタケレドモ、地方ノ景氣ト云フモノハ依然タルノミナラズ、事實ニ於キマシテハ經濟界ヲ惡化セシメテ、不況ハ愈々深刻ニナテ參^クタノデアル、斯様ニ私ハ恩ノデアリマス、就キマシテ此現象ニ付テ政府ハサウデナイ、ソンナコトハ無イ、斯様ニ仰セラレルノデアルカ否ヤヲ承リタイノデゴザイマス、又過日私ガ質問ヲ致シマシタ地方銀行ノ問題ニ付キマシテ質問ヲ致シマシタ中ニ、單名手形ト云フモノハ地方銀行ニモ有ル、地方銀行ハ適當ナ放資物ガ無いノデ、都會ノ銀行或ハ金融業者等カラソレヲ割引シテ居ルノデアルト云フヤウニ申セレタノデアリマスガ、私ハ我國デ此不景氣ガ世界的ノ影響ヲ受ケテ居^クテ、昨年ノ五月頃ヨリ益々深刻ニナシテ來テ居ルヤウナ狀態デズ^ト參リマシタガ、諸此狀態ヲ持續シテ參^ク結果如何ナルコトニ^クカト云フコトハ、私ガ申上ゲマセヌデモ皆様御承知ノ通リデアリマスガ、諸先日モ申上ゲマタシル通りニ、此單名手形ハ、政府ハ現内閣方組閣セラレルト云フト、一昨年ノ八月頃ニ之ヲ回収スペシ、危険ナリ、單名手形デアルカラ危険ナリ、回収スペント云フコトヲ申サレタノデアリマスガ、諸當時ハ先日モ申上^クゲマシタル通り、金解禁ノ發表ガゴザイマシテマダ間モナク、正貨ノ流出ハ左程ニ急激ニ流出ヲシテ居ラナイ時節デアリマシテ、銀行業者モ御承知ノ通り此單名手形ノ回収フル必要ヲ認メナカッタ時ニ於テ、現内閣ハ此單名手形ヲ至急回収スペシテボツ^ク回収シテ參^クタノデアリマスケレドモ、何シロ金解禁ノ結果、當時ハ現内閣ノ大藏大臣ヲ始メ皆サンガ決シテ金解禁ニ依^クテ金ノ流出ハナイト云フコトヲ申サレテ居リマスケレドモ、事實ニ於テ

ハ昨年中ニ於テ約三億圓ノ正貨ガ流出イタシタヤウナ次第デアリマシテ、段々正貨ガ流出シテ、兌換券ニ關係ガアリマスノデ、各銀行ノ手許ガ自然ニ不如意ニナッテ參リマシテ、其爲ニ政府ノ御指圖ニ從ヘナクテモ、銀行ハ已ムヲ得ズ此單名手形ヲ回收シナケレバナラヌト云フ、斯様ナ狀態ニナリマシテ、一時金融界ノ狀態ト云フモノハ此爲ニ非常ニ悪化セラレタノデアリマス、ソレニ付キマシテ現内閣代ハ組閣以來直ニ之ヲ回収スベシト、其内命ヲ下サレテ、而シテ尙ホ昨年ノ八月ニニアッテ、マア之ニ手心ヲ加ヘル、斯様ナ御發表ニ相成タノデゴザイマスルガ、其間如何ナル經濟上ノ事情狀態ニ付テ變化ガゴザイマシタラウカ、之ニ對シテ手心ヲ加ヘナケレバ金融機關ハ破綻ヲスル、斯様ナ狀態デゴザイマシタノデゴザイマセウカ、之ヲ承リタイノデゴザイマス、就キマシテ斯様ナ狀態デゴザイマスルカラシテ、地方ノ銀行ハ此煽リヲ喰テ金融難ニ陥ルト云フコトハ當然デアル、ソレノミナラズ中央ニ於キマシテモ事業會社ハ、其事業會社ノ事業ハ不振デアツテ製造シタモノガ賣レナイ、又採算方立タナイ、借入金ハ出來ナイ、社債ノ募集ハ勿論出來ナイ、斯様ナ狀態デアリマシテ、昨年ノ八九月頃事業會社ト云フモノハ非常ナ困難ナ破目ニ陥タノデゴザイマス、デアリマスルカラシテ此點カラ見マシテモ私ハ決シテ昨年ノ十月以來我國ノ經濟界ガ安定シタノデハナイ、却テ單名手形ノ回収其他總テ緊縮政策、有ユルコトニ依ッテ、其外ニマダ世界ノ狀態ニ於キマシテモ決シテ安定ハシテ居ナイ、居ナイト云フ此事情ガアルノデアリマス、就キマシテ私ガ御尋ネシタインノハ、眞ニ十月以來稍、安定シタノデアルガ、「インシテ地方ニ好影響ヲ與ヘテ居ルカ、私ハ頗

ル疑問ニ思フ者デゴザイマス、就キマシテ尙ホ申上ガタメハ、斯様ナ次第ゴザイマス、先日此議場ニ於キマシテ、前田子爵ガ我國ノ人心ガ安定シテ居ルト云フコトニ村キマシテ、政府ノ施政方針ノ演説ノ中ニゴザイマシタノデ、前田君ガ其點點々御質問申サレマシタ所、總理大臣臨時代理ハ何ト申サレマシタ、昨年ノ五月頃ヨリシテ、我國ニハ諸外國ノ經濟上ノ悲報ガ頻々トシテ遣入ラテ參ッタノデアルケレドモ、ソレモ十月カラ參ラヌヤウニナックト云フコトノ御答辯デアリマシタガ、楮私ハ取調ベマシタル所ニ依リマスルト云フト、決シテ此悲觀材料ハ無イチヤナイ、大イニ有ル、諸外國ノ概況ヲ調べテ見マストゴザイマス、チヨット申上ダマスレバ斯様ナ狀態デゴザイマス、例ヲ物價ニ取ラテ見マスルガ、是ハ恐ラクハ現内閣ト致シマシテハ、大藏大臣ガトニ相成ラテ居ル、昨年ノ十月ヨリ今年ノ一月迄ノ間ニ世界ノ物價ガ如何ニ下落シタル、日本ハ昨年ノ十月ハ一三〇・九デアッタガ、今年ニチリマスルト云フト、一月ガ二六、其下リ方ハ四・九デアリマス、英國ハドウデアルト云フト、一〇九・三、今年ノ一月ガ一〇〇・一、即チ其トリ方ハ九・二下ラテ居ル、米國ハドウデアルト言ヘバ、十月ガ一五・五デアッタモノガ、今年ノ一月ハ一〇五・九デアッテ、其下リ方ハ九・六デアリマス、獨逸ハ昨年ノ一年間ニ於テハ下ウ云フ下リ方ヲシテ居ルカト言ヘバ、一割一分ノト云フモノハ、戰前ニ比シマシテ二割六分マダ高イノデアリマス、斯様ナ狀態デアリ蔓テ諸外國デハドシヽト物價ガ下ッテ參ラテ居ル、物價ガ下ルト云フコトハ決シテ好景氣ノ現象デハアリマセヌ、又經濟界ガ

考ヘマスト云フト、此物價指數ヲ考ヘマシテモ、マダ海外ニハ相當ニ私ハ悲觀材料ハアルモノト思フ、ソレカラ之ヲ除キマシテモ、昨年ノ十月以降ニ世界ニ於ケル所ノ貿易ハ、ドウ云フ趨勢ヲ取ッタカト申シマスト云フト、英國ハ輸出入平均ヲ致シマシテ二割二三分ノ減少ヲシテ居ル、米國ハ三割ノ減少ヲシテ居ル、獨逸ハ一割ノ減少ニアリマス、却テ此現象ニ妙ナコトガアル、金解禁ヲシナイ所ノ瑞典ダトカ、諸威ト云フモノハ、輸入カ減ジテ輸出カ増シテ居ルノデアリマス、斯ノ如キヲ見マスト云フト、マダノドウモ世界ノ強國ノ英米ヲ考ヘマシテモ、矢張リ貿易カ段々減、テ來テ居ル、斯様ナ現象ガ現ハレテ居ルノデアリマシテ、且ツ又失業者ニ致シマシテモ、斯ノ如キ事情ニアリマス、英國ノ一月ノ統計ヲ見テモ、矢張リ貿易カ段々減、テ來テ居ル、斯アルノデアリマス、米國ハ五百万人アルト云フコトニアリマス、佛國ハ少イノデアリマス、二萬人アツモノガ、是ハ一万人殖工業アル、是ハ怒ラク問題ニナリマスマイガ、鬼モ角モ英、米、獨、此國ノ失業者ノ状態ヲ見マシテモ、私ハ海外ニハ十分ノ悲觀材料ハアル、是ガ日本ニ來テ居ナイ譯ハナイ、斯様ニ考ヘルノデアリマス、ソコデ申上ゲタイノハ、經濟界ノ安定ニハドウシテモ競争ト云フモノヲ排除シナケレバナラヌ、然ルニ世界各國ニ於テハマダ此關稅競争ト云フモノヲ止メテハ居ナイ、閉塞サレデアル、是モ亦悲觀材料デアルト言ヘナケレバナラヌ、ソコデ今一ツ申上ゲタイノハ、頻リニ骨ヲ折チ居ルノデアルケレドモ、マダ此關稅協定ノ成立ト云フモノハ困難ヲ狀態テハナイ、協定ハ佛蘭西ノ「ブリアン」氏ガナラヌ、ソコデ今一ツ申上ゲタイノハ、

ニ於テ、其銀行ノ重役ガ議會ニ引張り出サ
レテ色ニノ質問ヲ受ケテ居ルノデゴザイマ
ス、尙ホ英、米、獨ノ新聞雜誌等ニ付キマ
シテ色々モ聞キ、自分モ多少ハ讀ンデ見
マシタ所、世界ノ景氣ノ安定ト云フモノハ
中々困難デアル、近キ將來ニ於テヘマダマ
グ危険デアルト云フコトヲ此英、米、獨ノ
雜誌ハ皆書イテ居ル、然ルニ日本ベカリガ
稍、安定シタト云フ仰セデゴザイマスルガ
、荷ヲ捉ヘテ稍、安定シタトサレルノデアル
カ、我國ノ不景氣ハ世界ノ大不景氣ノ餘波
デアルト云フコトヲ屢、此壇上ニ於テ説明
サレテ居ルノデゴザイマスガ、若シ其通り
デアルナラバ、今日斯ノ如ク私ガ申シマシ
テモ、マダ尙且ツ我國ハ、他ノ種類ノ材料
ニ依ツテ安定ヲシタノデアルトカ、「インフ
レーーション」以外ニ、他ニ何カノ政策ニ
依ツテ安定ヲシタノデアルカト云フコトヲ
承ハリタインデゴザイマス、ソコデ伺ヒタイ
ソハ種々ゴザイマスルガ、私ハ國內ノ事情ニ
至リマシテモマダ安心ヲスルコトハ出來ナ
イノデヤナイカ、例へバ主要産業デアル所
ノモノノ生産ノ制限ノ状態ヲ見マシテモ、
例へバ「セメント」ノ如キモ五割、硫安ノ如
キモ五割、全部ヲ通じマシタナラバ、斯
ノ如キ數字ハ出マヌマイケレドモ、兎モ角
モ世界ノ此生産制限ニ比較イタシマスト云
フト、日本ノ生産制限ト云フモノハ非常ニ
數字ニ於テ巨額ニ土ボンテ居ル、割合ガ巨額
ニ上ボンテ居ルノデゴザイマス、獨逸ハ千九
百二十九年カラ千九百三十年ト比シマシテ、
此十月ニハ一割二分ノ減退ヲ致シテ居ルヲ
デゴザイマス、米國モ僅ニ一割近クノモノ
デゴザイマス、佛國、瑞典ハ却テ是ハ生産
制限ニ非ズシテ増加ヲシテ居ルノデアル、
日本ト致シマシテハ全體ノ數字ヲ私ハ今手
許ニ持マテ居リマセタケレドモ、私ガ申上げ
マシク所ノ「セメント」モ五割三分二厘バカ
リノ制限デアッテ、紡績モ三割四分バカリノ

續ト勃發シテ參^タノデゴザイマシテ、今年ニナリマシテモ一月以來一月マデノ間ニ起^タス
タ所ノ休業銀行ノ數字ハ七ツバカリアルノ
デゴザイマシテ、斯ノ如キ狀態ヲ以テ考ヘ
マシテモ、私ハ何ヲ捉ヘテ昭和二年以來ノ
金融梗塞ニ依ル所ノ整理ヲナサ^フテ銀行ガ
安定シタ云フコトガ言ハレルノデアル
カ、成程、中央ノ銀行ハ今ノ所ハ危險ハナ
イカモ知レヌケレドモ、地方ニ例ヲ取^フテ考
ヘマスルト云フト、甚ダ不安全千萬ナル
斯ク考ヘマスルト云フト、私ハ過日此壇上
ニ於テ述ベラレマシタ、昨年十月以來我國
ノ財界ハ稍、安定シタ云フコトニ付キマ
シテノ御説明ト云フモノハ、意義ヲナサナ
イモノデアルト思フノデアリマス、農村ノ
問題ニ付キマシテモ過日私ノ質問^シ對シマ
ハ、農林大藏兩大臣ヨリ、ソレゾレ御答辯
ヲ得マシタガ、尙ホ未ダ了解ニ苦シム所ガ
アルノデアリマス、更ニ御質問^シ致サウト
思フデゴザイマスルガ、第一ニ畠圃農林大
臣ノ御答辯ニ依リマスレバ、農村ノ現状ニ
付テハ日夜憂慮シテ居ルガ、其對策ニ付テ
ハ苦心セラレテ居ル、此事柄ニ付キマシテ
ハ私ハ十分ニ諒承^シ致シマスルガ、既ニ行
ハレテ居ル所ノ此應急對策ニ致シマシテモ、
私ハ全部成功トハ申シニタイ、又失禮ナ言
ヒ分^シアリマスケレドモ、或ハ失敗ノ列舉
トテモ申スペキモノデハアルマイカト思フ
ノデゴザイマス、御苦勞ノ段ハ何等ノ效果
モ舉ゲテ居ナイヤウニ私ハ考ヘルモノデゴ
ザイマス、扱テ農村ノ收入ノコトニ付キマ
シテ私方申シマシタルコトニ付テハ成程、
自給自足ニ依ル所ノ結果ニ依リマシテ、結
果ヲ差引キマシテモ、尙且ツ市場ニ賣出
シクモノニ付テノ減少額ガ十二億圓バカリ
アルト云フコトヲ申上ゲタノデゴザイマシ
テ、之ニ付キマシテハ私ハ百歩ヲ譲リマシ

テモ此數字ニ付テハ餘り闇達ヒナイモノデ
ハナイカ、斯様ニ考ヘテ居ルモノデゴザイ
マス、ソレカラ此農村ノ慘狀カラ致シマシ
テ、此點カラ見テモ私ハ人心ノ安定ハ得テ
居ナイ、得テハ居ナイデヤナイカト云フコ
トヲ申スモノデアリマス、實ハ此點ニ付キ
マシテ私ハ申スノヲ差控ヘテ居タノデゴ
ザイマスルケレドモ、過日町附農樹ノ御言
葉ニ依リマスルト農村ノ被災困憊イタシマ
シタ結果、思想開題ニモ及ビハシナカデヤ
カト云フコトヲ要慮シテ、根本策ヲ講
ジクト申サレルノデゴザイマスルケレ
ドモ、根チ^ヲ或縣ニ付キマシテ私ガ實地調査
イタシマシタル所ニ依リマスルト云フト、
小作地二十四町歩ヲ持テ居タ、此人ハ餘
リニ小作爭議が激シイノデ、其小作地ヲ遂
ニ自分ノ住シテ居ル所ノ字ニ寄附セムト云
恐テク是ハ祕會ニナリマスルカラ、
アコトヲ申シタ位デゴザイマス、又小作
争議ノ宣傳^{ビラ}等ガ此處ニ澤山ゴザイマ
スルガ、之ニ付テ申上ガマスルト云フト、
テ^シテモ東都程遠カラザル所ノ、コレカ
ラ、コチラニ當ル所ノ縣ニ於キマシテ
モ、殆ド此小作爭議ト云フモノハ經濟
闘争ニ非ズンシ、悪化セル所ノ思想ガソレ
ニ侵入シテ居ル、水ガ嶺穴ヨリ千里ノ長堤
ヲ壞ス底ノ宣傳^ラ致シテ居ルノデゴザイマ
シテ、其結果或地主ノ家ハ彼等ニ依テ暴
力ヲ以テ占領セラレタ、占領シタ所ノ其家
ノ中^シハ何シテ居ルカト云ヘバ、豚屋ヲ
シテ私方申シマシタルコトニ付テハ成程、
開イテ、其中ニハ醜業婦ガ居テ小作爭議ニ
關係シタ者ノミニ對シテ歎歎^ヲ致シテ居ル
ト云フヤウナ狀態デアル、又其縣ニ於テハ
部分ト云フモノハ所謂自給自足デアル、
アルト云フコトヲ申上ゲタノデゴザイマシ
テ、之ニ付キマシテハ私ハ百歩ヲ譲リマシ

テモ此數字ニ付テハ餘り闇達ヒナイモノデ
ハナイカト云フノデナイン、既ニ及シテ、激烈
ナル所ノ狀態ヲ示シテ居ル所モ茲ニ澤山ア
トヲ申スモノデアリマス、實ハ此點ニ付キ
マシテ私ハ申スノヲ差控ヘテ居タノデゴ
ザイマスルケレドモ、過日町附農樹ノ御言
葉ニ依リマスルト農村ノ被災困憊イタシマ
シタ結果、思想開題ニモ及ビハシナカデヤ
カト云フコトヲ要慮シテ、根本策ヲ講
ジクト申サレルノデゴザイマスルケレ
ドモ、根チ^ヲ或縣ニ付キマシテ私ガ實地調査
イタシマシタル所ニ依リマスルト云フト、
小作地二十四町歩ヲ持テ居タ、此人ハ餘
リニ小作爭議が激シイノデ、其小作地ヲ遂
ニ自分ノ住シテ居ル所ノ字ニ寄附セムト云
恐テク是ハ祕會ニナリマスルカラ、
アコトヲ申シタ位デゴザイマス、又小作
争議ノ宣傳^{ビラ}等ガ此處ニ澤山ゴザイマ
スルガ、之ニ付テ申上ガマスルト云フト、
テ^シテモ東都程遠カラザル所ノ、コレカ
ラ、コチラニ當ル所ノ縣ニ於キマシテ
モ、殆ド此小作爭議ト云フモノハ經濟
闘争ニ非ズンシ、悪化セル所ノ思想ガソレ
ニ侵入シテ居ル、水ガ嶺穴ヨリ千里ノ長堤
ヲ壞ス底ノ宣傳^ラ致シテ居ルノデゴザイマ
シテ、其結果或地主ノ家ハ彼等ニ依テ暴
力ヲ以テ占領セラレタ、占領シタ所ノ其家
ノ中^シハ何シテ居ルカト云ヘバ、豚屋ヲ
シテ私方申シマシタルコトニ付テハ成程、
開イテ、其中ニハ醜業婦ガ居テ小作爭議ニ
關係シタ者ノミニ對シテ歎歎^ヲ致シテ居ル
ト云フヤウナ狀態デアル、又其縣ニ於テハ
部分ト云フモノハ所謂自給自足デアル、
アルト云フコトヲ申上ゲタノデゴザイマシ
テ、之ニ付キマシテハ私ハ百歩ヲ譲リマシ

主ト云ヒ、是等ガ激烈ナル所ノ此小作爭議、
此襲撃ヲ受ケナイト云フコトハナタナ^タテ
居ル、是モ農相ガ言ハレル所ノ、及ビハシ
テモ此數字ニ付テハ餘り闇達ヒナイモノデ
ハナイカト云フノデナイン、既ニ及シテ、激烈
ナル所ノ狀態ヲ示シテ居ル所モ茲ニ澤山ア
トヲ申スモノデアリマス、實ハ此點ニ付キ
マシテ私ハ申スノヲ差控ヘテ居タノデゴ
ザイマスルケレドモ、過日町附農樹ノ御言
葉ニ依リマスルト農村ノ被災困憊イタシマ
シタ結果、思想開題ニモ及ビハシナカデヤ
カト云フコトヲ要慮シテ、根本策ヲ講
ジクト申サレルノデゴザイマスルケレ
ドモ、根チ^ヲ或縣ニ付キマシテ私ガ實地調査
イタシマシタル所ニ依リマスルト云フト、
小作地二十四町歩ヲ持テ居タ、此人ハ餘
リニ小作爭議が激シイノデ、其小作地ヲ遂
ニ自分ノ住シテ居ル所ノ字ニ寄附セムト云
恐テク是ハ祕會ニナリマスルカラ、
アコトヲ申シタ位デゴザイマス、又小作
争議ノ宣傳^{ビラ}等ガ此處ニ澤山ゴザイマ
スルガ、之ニ付テ申上ガマスルト云フト、
テ^シテモ東都程遠カラザル所ノ、コレカ
ラ、コチラニ當ル所ノ縣ニ於キマシテ
モ、殆ド此小作爭議ト云フモノハ經濟
闘争ニ非ズンシ、悪化セル所ノ思想ガソレ
ニ侵入シテ居ル、水ガ嶺穴ヨリ千里ノ長堤
ヲ壞ス底ノ宣傳^ラ致シテ居ルノデゴザイマ
シテ、其結果或地主ノ家ハ彼等ニ依テ暴
力ヲ以テ占領セラレタ、占領シタ所ノ其家
ノ中^シハ何シテ居ルカト云ヘバ、豚屋ヲ
シテ私方申シマシタルコトニ付テハ成程、
開イテ、其中ニハ醜業婦ガ居テ小作爭議ニ
關係シタ者ノミニ對シテ歎歎^ヲ致シテ居ル
ト云フヤウナ狀態デアル、又其縣ニ於テハ
部分ト云フモノハ所謂自給自足デアル、
アルト云フコトヲ申上ゲタノデゴザイマシ
テ、之ニ付キマシテハ私ハ百歩ヲ譲リマシ

ヒ致シタインデアリマス、此事ニ付キマシテ私ハ此御尋ネノ趣旨ヲ極ク簡單ニ申上ゲタイト考ヘルノデアリマス、政府ハ昨年金解禁ヲ斷行セラル、ニ當リマシテ、是ニ先チマンテ、金解禁ノ時期ハ到來イタシタ、而シテ國民ニ向テ之ヲ聲明セラレ、又其準備ガ、諸般ノ用意ガ總テ成レリト致サレマシテ、之ヲ昨年ノ一月ニ斷行セラレタノデアリマス、當時世間ノ識者ノ間ニハ、或ハ時期尙未到ラズ、又準備ガ未ダ全カラズシテ、是ニ危惧ノ念ヲ抱イタ人モ相當ニアッタノデアリマシタガ、併ナガラ國民ノ大多數ハ此政府ノ聲明ニ信賴ヲ致シマシテ、全ク時期ハ到來イタシタルモノナリ、又總テノ準備ハ悉ク整ツタモノト信ジマシテ、政府ノ爲ス所ニ信賴ヲ致シマシテ、之ニ賛成ヲ致シタル者ガ頗ル多カツタコトモ亦申ス迄モナイノデアリマス、然ルニ結果ハ如何デアリマシタ、セウカ、今日其結果カラ見マスルト云フト、我國ハ未曾有ノ經濟難ニ逢著イタシマシテ、政府御自身モ殆ド其歲入難ニ苦シマレ、財政上非常ニ苦シキ立場ニアルノデアリマス、又國民モ殆ド、言甚ヲ強メテ申シマスレバ、萬民生色ナシトデモ申スヤウナ有様モ考ヘラレルノデアリマス、此儘推移イタシマシタナラバ、或ハ思想上ニ於キマシテモ、如何ナルコトニ相成リマスルカト云フコトヲ豫メ斷言スルコトノ出來ナイヤウナ次第デアルト、私ハ考ヘマスルト云フト、果シテ其時期ガ宜カツタデアリマセウカ、或ハ又其準備ガ總テノ方面ニ於テ整ツテ居ラレタデアリマセウカヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス、其時期ガ少ク共結果カラ見テ適當デナカツタデハナイカト云フコトハ、是ハ先頃來井上大藏大臣ト言ヘバ或ハ不明カモ知レヌト云フヤウナガ此議場ニ於カレテ、他ノ諸君ヨリノ御尋ニニ對シマシテ、世界ノ不況ガ斯クマデ深刻ニ相成ラウトハ當時豫期シナカツタ、不明ト言ヘバ或ハ不明カモ知レヌト云フヤウナ意味ノ御答ガアリマシタコトニ考ヘマスル

ト、或ハ結果カラ見テ其時期ガ適當デナカッタデハナイカト考ヘルノデアリマス、又其準備ガ總テ整テ居タデアリマセウカ、此コトニ付キマシテハ、色ニ御意見モアルト考ヘマスケレドモ、少ク共事前ニ於テハ其準備ガ全クナカッタデハナカラウカ、即チ金解禁ニ對シマスル直接ノ準備デアリマス所ノ爲替關係其他ニ於キマシテハ、政府ハ相當ノ準備ヲセラレタト考ヘマスケレドモ、金解禁後ニ於テ當然受クベキ所ノ我國ノ產業界ニ對シマスル所ノ準備ヲ、果シテ十分ニナサレテアッタデアリマセウカ、昨年ノ四月ノ特別議會ノ傍頭ニ於キマシテ、濱口首相ハ其施政方針ノ御演説ノ中ニ「金解禁後ニ於ケル財界善後ノ對策ト致シマシテハ、先づ產業合理化運動ヲ、一層徹底セシムルノ必要ヲ認メマシテ、商工省内ニ之ガ實行機關ヲ設クルノ計畫ヲ立て、次ニ貿易外ノ受取勘定ノ増加ヲ圖ル一助トシテ、海外ノ觀光客ヲ日本ニ誘致スル爲メ、鐵道省内ニ之ガ實行機關ヲ置クコトト致シ、尙ホ國品愛用ノ氣風ヲ鼓吹シ、以テ國內產業ノ振興ヲ圖ル爲メ、並ニ輸出補償制度ヲ設ケテ我國商品ノ海外進出ヲ容易ナラシムル爲メ、ソレバ相當ノ追加豫算ヲ要求イタシテアリマス」斯ウ云フ風ニ御述べニナツテ居ルノアリマス、即チ是ガ所謂昨年ノ金解禁後ニ於ケル所ノ、政府ノ事前ニ於テノコトデアリマス、是等ノ對策ヲ拜見イタシマスルト、勿論是ハ結構ナル對策デアルノデアリマス、併ナガラ是ガ所謂金解禁後ノ對策デアリマス、是等ノ對策ヲ拜見イタシマスルト、如何ニセン金解禁ヲ声明セラレテ後半年、而モ現内閣ガ成立セラレマシテカラ一年有餘ノ後ニ於カレマシテ、帝國議會ニ此準備ノ而モ其經費ヲ御要求ニナルト云フコトデハ、私ハ是ハ少シク緩漫デハナインデアラウカト考ヘルノデアリマス、此コトニ付キマシテハ當時御承知

ノ通リ特別ニ議會ヲ開カレテ而シテ是ハ國民ノ意恩ニ問ウテ而シテ有ラユル對策ヲ講ゼラレルコトガ至當デハナイカト云フ議論ガ其當時アッタノデアリマスガ、是ノ議論ハ別ト致シマシテ、私ハ少クトモ解禁前三於テハ財界ニ對スル卽チ產業界ニ對スル準備ハ缺イテ居ラレタヤウニ考ヘルノデアリマス、而シテ若シ其時期ガ適當デナク又其準備ガ十分デナカッタ致シマシタラバ、或ハ今日ノ我國ノ財界不況ノ一つノ可ナリ大キナ原因ハ此事ニアルノデハナイダラウカト云フ疑ヲ持ツノデアリマス、之ニ對シマシテ先般來、井上大藏大臣ハ是ハサウ云フコトモアルデアラウ、併シ主トシテ今日ノ不況ハ世界ノ不況デアル不況ノ影響デアルト仰セラレテ居ルノデアリマス、私モソレハ世界ノ不況ガ相當影響イタシテ居ルト云フコトヲ考ヘルノデアリマスルガ、一方ニ於キマシテハ只今申上ゲマシタルヤウナ次第デアリマスルカラ、又此方面ノ影響モ相當ニアルノデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、而シテ假ニ此問題ハ別ト致シマシテモ、諸般ノ準備ノモノノ中ニ見逃スコトノ出來マセヌノハ鐵道政策デアリマス、申ス迄モナク鐵道、一國ノ鐵道ハ其國ノ產業ノ盛衰ノ上ニ重大ナル關係ヲ持ツテ居ルコトハ明カデアリマスルノデアリマスルカラ、我ガ帝國ノ鐵道卽チ今日デハ約九千哩ノ鐵道ヲ以テ、三十三億圓ノ資本ヲ以テ全國ニ交通網ヲ張テ居リマスル所ノ此鐵道ヲ主宰サレル所ノ鐵道大臣ニ於カレマシテハ、此金解禁ノ前ニ於テ又其後ニ於テ相當他日ヲ豫想セラルベキ所ノ我國ノ財界ニシテシマシテ相當ノ御準備ガアッタ筈デアシテ居リマスルカラ、此目前ノ財界ノ困ルト考ヘルノデアリマス、又其影響ガ、不況ノ原因ガ世界不況ノ爲デアルト致シマシテモ、今日國民ハ非常ナ經濟難ニ遭遇イタシテ居リマスルカラ、此目前ノ財界ノ困難ヲ救フガ爲ニ應急ノ對策ヲ鐵道ノ政策ニ於テ御考ヘニナツテ居ルト考ヘルノデアリ

マス、私ハ此意味ニ於キマシテ、鐵道大臣ニ
今ノ御尋ヲ致スノデアリマス、鐵道大臣ニ
於カレマシテハ昨年ノ四月所謂鐵道貨物運
賃ノ割引ヲ致シタト仰セラレルカモ知レマ
セヌ、是ハ勿論結構ナコトデアルノデアリ
マス、併ナガラ此昨年四月ノ鐵道貨物ノ運
賃割引ト云フコトハ、大正十四五年ノ頃カ
ラノ問題デアリマシテ、即チ大正九年頃ノ
マダ我國ノ物價勞銀ノ安定イタシマセヌ其
時ノ、ソレ迄ノ貨物運賃ノ制度ヲ改革シナ
ケレバナラヌト云フノデ、大正十四年十五
年アタリカラ研究イタシテ參^フテ昨年ノ四
月ニ至^チテ是ガ發表セラレタモノデアリマ
シテ、是ハ結構ナル計畫デアリマスケレドモ、
金解禁ノ所謂善後策トハ關係ガナインデ
アリマス、又其場合ニ當リマシテ一箇年
約六百五十万圓ノ割引ヲ行^クタト仰セラレ
ルカモ知レマセヌガ、是ハ成程肥料ノ運賃
割引ヲ約百二十万圓ナサッタ、或ハ石炭、或
ハ石灰、其他ノ貨物ノ運賃ヲ產業振興上ノ
見地カラシテ百何万圓カ割引スルコトニ致
シタ、或ハ又社會政策上ノ見地カラ日常ノ
生活品ヲ百万圓割引イタ、或ハ又輸出品ニ
對シマスル運賃割戻ノ制ヲ設ケテ其割合ヲ
增加イタシテ百万圓近クヲ割引イタスコト
ニ致シタ、斯ウ云フコトヲ仰セラレルカモ
知レヌノデアリマスルガ、是ハ今日ノ不況、
財界ノ此狀況ニ照シマシテハ如何カト考へ
ルノデアリマス、勿論無キニ優ルコト萬々
デアリマスルケレドモ、既ニ今日井上大藏大
臣ガ御述ベニナッテ居リマスル通り物價ハ
二割七分下^クテ居ル、又鐵道大臣モ過般仰セ
ラレマシタケレドモ、鐵道ノ營業費ニ於テ
一箇年千五百万圓ノ物件費ヲ下ゲルコトガ
出来タト仰セラレテ居リマスル、例へば石
炭ニ致シマシテモ一箇年三百五十万噸ノ石
炭ヲ使フト致シマシテ、是ガ一圓五十錢下
レバ五百五十万圓營業費ニ於テ節約ガ出来
ラレ管デアリマス、又枕木ニ致シマシテモ假
ニ之ヲ三百万挺ト致シマシテモ三十錢一挺

モノヲ集メマスルト云フト中ニ……千五百
万圓位ナ營業費ノ節約ガ出來ルト考ヘルノ
デアリマス、斯様ニ考ヘマスルト云フト一
箇年六百五十万圓ノ割引ト云フモノハ平生
ナラバ是ハ結構ナルコトデアルト考ヘマス
ルケレドモ、今日ノ此財界不況國民非常チ
マヌカノヤウニ私ハ考ヘルノデアリマス、
而シテ昨年ノ四月以前ニ於キマシテハ何等カ是
上ノ或ルモノニ國民ハモット效驗ノアル效
果ノアル所ノ適切有效ナル對策ヲ求メテ已
ル困難ナル立場ニ於キマシテハ何等カ是
ニ於テハ一箇年約千三百万圓ノ特定割引ヲ
致シテ居タノデアリマス、即チ社會政策的
見地若クハ產業振興ノ上カラ普通ノ表ニ掲
ゲテ居リマスル所ノ其運賃以下ニ、千三百
万圓ニ達スル所ノ割引ヲ行ウテ居タノデ
アリマスルカラ、之ニ對シマシテ今日此不
況ノ場合ニ於テハ六百五十万圓ノ假令割引
ヲ致シマシテモ是ガ幾何ノ輸出ノ上ニ於テ
效果ガアリマセウ、又幾何ノ生活難ヲ救フ
コトガ出來マセウ、幾何ノ我國ノ產業ノ動
モスレバ傾カントシテ居ル所ノ其角度ヲ緩
和スルコトガ出來ルデアリマセウカ、私ハ
此意味ニ於キマシテ、鐵道大臣ハ十分金解
禁ノ前後ニ於テ相當ノ御考ガアリ、又今後
ニ向テ相當ノ抱負ヲ御持チニナッテ居ルト
信ズルノデアリマスルカラ、幸ニ只今御尋
ね申上げマシタツノ點ニ對シマシテ何等
カ國民ニ向テ御考ノアル所ヲ御示シ下サ
レバ、誠ニ仕合セニ存ズル次第デアリマス、
私ハ一應此問題ニ付キマシテ大臣ノ御答ヲ
得マシタ後ニ、他ノ問題ニ付キマシテ引續
ギ御尋申上ゲタイト考ヘマス

リマスルコトハ言フ迄モナカツノデアリ
マス、從ヒマシテ政府ニ於キマシテハ、非常ナル準備ヲ致シタ申シテ宜シト思フノデ
アリマス、即チ何ト致シテモ此金解禁ヲ實行
スルニ當リマシテ一番先ニ實行イタサナケ
レバ、ナラヌコトハ、國家ノ財政ニ對シテ相
當ノ緊縮ヲ加ヘ、又國民各自ノ經濟ニ於キ
マシテモ相當ノ節約緊縮ヲ加ヘテ、サウシ
テ貿易ガ相當逆調ニナシテ居リマシタ狀態
ヲバ返シテ、之ヲ順調ニ導キ、以テ爲替相
場ヲシテ平準ナラシムルト云フ所ニ持テ
行クニ非ザレバ、到底金解禁ヲ實行スルト
云フコトハ出來ナイコトデア、タト思フノ
デアリマス、言フ迄モナク日本ノ金解禁ト
申シマスルコトハ、諸外國ノ金解禁ト違ヒ
マシテ、他ノ國ノ多クニ於キマシテハ、兌
換制度ノ停止迄モヤリ、所謂貨幣制度ト云
フモノガ一時法律ノ力ニ依テ變更ヲ受ケ
テ居タノデアリマス、然ルニ日本ノ金解禁
ト云フ問題ハ、左様ナ法律上ノ問題ガナカッ
タノデアリマス、言葉ヲ換ヘテ言へバ、内
ニ兌換ハ停止サレテ居ルト云フ譯デハナイ、
唯金ガ外國ニ輸出サルルノガ一時禁止イタ
サレテ居タノデアリマス、而シテ斯様ナ狀態
ス、併ナガラ其狀態ト致シマシテモ、此禁
ヲ解キマスルト云フコトハ、諸外國ノ金解
禁ト、ムヅカシサニ於テ違ヒハアルベキ筈
ガナカタノデアリマス、而シテ斯様ナ狀態
デ法律的ニ見マシテモアリマスルシ、又日
本ノ爲替ノ狀態ト云フモノガ、必シモ諸外
國ノ如ク非常ナル變動ガアフタ譯デハナイ
ノデアル、而シテ斯様ナ狀態ニ於キマシテ、
所謂平價解禁、舊平價ノ解禁ヲ實行イタシ
マスルト云フコトハ、當時ニ於キマシテモ
蓋シ當然ニ考ヘナケレバナラヌコトデアフ
タト思フノデアリマス、其當時ニ於キマシ
テ、若シ幣制ヲ改革イタシマシテ新平價ヲ
以テスルト云フコトハ、今日デコソ考ヘラ
レマスルガ、其當時ニ於テハ當然私ハ考ヘ

一部ニ於アハ左様ナ議論ガアッタニ致シマ
シテモ、一般ハ左様ナコトハ考ヘテ居ナカッ
タ思フノデアリマス、而シテ左様ナ状態
デ、一昨年ノ十二月ニ至リマスル頃ニハ段
段爲替ハ恢復イタシマシテ、サウシテ當時
ノ平價ニ近ヅイテ參ツタノデアリマス、所
謂四十九弗内外迄參ツタノデアリマス、是ハ
私ハ何ト言テモ政府自ラ財政ノ緊縮ヲ爲
シ、又國民ニ向ヒマシテモ經濟ノ緊縮ヲ慾
漁イタシ、サウシテ貿易ノ關係ヲ改善シ、
所謂正貨ノ關係ニ於キマシテ相當改善サレ
マシタガ故ニコゾ、爲替ト云フモノガ相當
ニ願想ニナツテ參ツタモノト、斯様ニ見ナケ
レバナラヌト思フノデアリマス、私ハ斯様
ナ事柄ニ付キマシテ詳シク述ブル必要ハナ
イト思ヒマスルガ、是ハ八田君モ當時ノ事
情ヲ能ク御回想ニナツテ御承知ノコトト思
フノデアリマス、鐵道ニ於キマシテモ大體
斯様ナ政府ノ一般方略ニ準ジマシテ、鐵道
ノ經濟ヲ成ベク縮マルト云フコトニ努力ヲ
致スト云フ趣旨ヲ以チマシテ、内閣ガ出来
マスルヤ直チニ建設費ニ於キマシテモ成ベ
ク之ヲ節約スル、繰延ヲスル、當時豫算ニ
於キマシテハ八千万圓デアリマシタ所ノ建
設費ヲヨリ出來ルダケ低クスルト云フ意味ヲ
以チマシテ、六千万圓カラ七千万圓ノ間、
約六千九百万圓内外ノ程度ニ迄止ドメル
ト云フコトニ致シタノデアリマス、又事業
費ニ於キマシテモ出來ルダケ節約ヲ加フル
目的ヲ以チマシテ、相當ニ節約節減ト云フ
方法ヲ執タノデアリマス、是等ノ詳細ハ既
ニ數字等ニ於キマシテ、豫算委員會其他ニ
方面ニ於キマシテ節約繰延ヲヤツテ居リマ
スルコトハ、御承知ニナツテ居ル通リデアル
ト思フノデアリマス、ソレカラ是ハ必シモ
鐵道ニ限、タコトデハナイノデアリマスル

ガ、一面ニ於テ、政府モ國民モ節約致ス
ト云フコトニナレバ、產業ハ自カラ萎縮ス
ルト云フ結果ガ多少ニテモ來ラザルヲ得ヌ
ノデアル、此場合ニ於テ日本デ生産シ得ル
モノガ、假リニモ外國カラ輸入サレルト云
フコトニアタナラバ、ソレダケ矢張リ正貨
ハ流出シテ、國際貸借ノ關係ニ於キマシテ
ハ、依然トシテ面白カラザル結果ヲ惹キ起
スペキモノデアルト云フ考ヲ起シマシタガ
故ニ、内閣ガ出來マスルヤ否ヤ、私ハ率先
シテ政府自ラ此國產ヲ使用スルノ途ヲ講ジ
ナケレバナラスト云フ考ヲ起シマシタ、鐵
道ニ於テモ相當國產ヲ使用シ得ル部分モア
ルデアラウト云フコトヲ考ヘマシタガ故
ニ、調ヲ致シテ見マスルト隨分アタノデア
リマス、當時調べマシタノデハ約六百六十
種類ノ外國品ト云フモノガ、鐵道省ノミニ
於テ輸入ラシテ、ソレヲ使用シテ居タルト云
フ狀態ガアタノデアリマス、而シテ其金額
ハ驚テキ……普通ノ年ニ於キマシテ千万以
上、一千二三百万ニ上ラテ居ルト云フヤウナ狀
態ニアタト云フコトヲ考ヘマシテ、若シ假
リニ此千二三百万圓ニ上ラテ居ル所ノ外國
品ト云フモノヲ、或ハ八千万圓デモ八九百万
圓デモ之ヲ内地品ヲ使用スルト云フコトニ
ナレバ、ソレダケ内地ノ工場ハ餘計ニ生産
ヲスルト云フコトニナル、内地ノ工場ガソ
レダケ生産スルト云フコトニナレバ、其幾
分ト云フモノハ内地ノ勞働者ノ手ニ這入ル
ト云フコトデアリマスルガ故ニ、何トシテ
モ此國產愛用ト云フコトヲ鐵道ガ率先シテ
ヤルノハ最モ必要ナコトデアル、若シ鐵道
ガ自カラ之ヲヤルト云フコトニナレバ、自
然外ノ省ニ於テモ、將又民間ニ於テモ、之ニ
倣フモノモ出來テ來ルデアラウト云フコト
ヲ考ヘマシタガ故ニ、隨分努力イタシマシ
テ、此六百六十種類ノ外國品ト云フモノニ代
ヘルニ、内地ノ優良ナルモノフ以テスルト云
フ方針ヲ厲行イタシタノデアリマス、其

五百八百六十種類ノ中デ、僅カニ六十二種類ノ種類ヲ除クノ外ノ、約六百種類ニ近イ所ノ外國品ト云フモノハ、全部内地品ヲ以テ代

ヘルニ至ラタノデアリマス、而シテ其金額モ八九百万圓カラ、千万圓近クニ上ルコトト思テ居ルノデアリマス、ソレカラ只今負擔

運賃引下ノコトニ付テ、私ガ斯ク答ヘルデ

アラウト云フコトヲ豫想サレマシテ、ソレ

ゾレ御諒明ガアツヤウデアリマスルガ、運

賃ノ改訂ヲ申シマスルコトハ、成ル程八田

君ノ御述ベニナリマシタ如ク
〔議長公爵徳川家達君議長席ニ復ス〕
大正十四五年以來鐵道省ニ於テ、計畫ヲ致シテ居ラト云フコトハ事實デアリマス、是ハ鐵道ニ於テ、「メートル」制ヲ採用イタシマンテ、サウシテ豫テ考ヘテ居タ所ノ、運賃率ノ改訂ト云フコトヲ考ヘテ居リマシタト云フコトハ事實デアリマス、其改訂ヲ致シマスル方針ハ、八田君御承知ノ如ク、一錢一厘モ増減ヲシカイ、成ルベク從來ノ運賃ノ總額ト云フモノヲ變更シナイデ、サウシテ運賃率ノ改訂ヲヤラウト云フノガ方針デアツノデアリマス、然ルニ私ハ一昨年メ十一月デゴザイマシタガ、金解禁ヲ實行セント致シマスル前ニ大阪ニ參リマシテ、大阪ニ於テ發表イタシタノデアリマスルガ、金解禁ヲ實行スルニ於テハ、相當經濟上ノ變動ガ起ルト云フコトヲ豫期シナケレバナラヌ、又起ルト云フコトヲ國民モ多少恐レテ怖エルト云フ、神經的ノ作用モアルト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌ、斯様ナ場合ニ於テ最モ努メナケレバナラヌ點ハ、國民ノ負擔ヲ輕減シテ居ルノコトモアル、ソコデ政府ハ先づ以テ國民ノ負擔輕減ヲ圖ルト云フ趣旨ヲ以テ、小學校教員俸給國庫負擔増額ノコトモヤラウト考ヘテ居ル、又鐵道ニ於テモ何トカシテ、國民ノ負擔ガ多少

億近クノモノヲ平均シテ、例ヘバ五分デアラウトカ、或ヘ一割デアルトカ云フヤウナコトヲ實行スルト云フコトハ、容易デナイン、茲ニ於テ或ル種ノ品目ニ限シテ即チ社會政策的ノ運賃負擔ノ輕減ト云フヤウナ意味ヲ以テ、或ル種ノ炭デアルトカ、薪デアルトカ、或ヘ下級ノ鮮魚デアルトカ、味噌デアルトカ、醬油デアルトカ云フモノニ付テ、

第一ニ下ゲタイト思フ、或ハ第二ニハ產業政策ノ意味ヲ以テ、運賃負擔ノ輕減ヲヤッテ見タイト思フノデアル、即チ散炭デアルトカ、石炭デアルトカ、礦石デアルトカ、石材デアルトカ、木材デアルトカ、原棉デアルトカ云フモノニ對シテ、引キ下ゲラヤッテ見タイト思フノデアル、第三ニハ農村ノ爲メニスル所ノ運賃負擔ノ輕減ヲシタイト思フノデアル、或ヘ石灰デアルトカ、肥料デアルトカ、云フヤウナモノニ實行シテ見タ

イト思フノデアルト云フコトヲ發表イタシマシテ、而カシテ是ヲ實行イタシマシタノガ、昨年ノ四月一日カラ此率ノ引キ下ゲト

云フモノヲ實行イタシタノデアル、固ヨリ儘カノ金額デアリマスルケレドモ、是ヲ引キ下ゲマスルト云ワコトガ、私ハ相當當時ニ於キマシテハ一般ニ對シテ刺戟ヲ與ヘ

雲フモノヲ實行イタシタノデアル、固ヨリ能ク話ガ出ルノデアリマスルガ、一千五百萬圓ノ租稅輕減ヲヤテ見タ所ガ一人

當リ二十五錢カ三十錢ニシカナラヌデハナ

イカ、ソシナコトヲヤテ見タ所ガ、ソレハ何等ノ國民ノ肩ノ上カラ云ヘバ意味ヲナサ

ヌモメデアルト云ア議論ガアリマスルガ、

一體此負擔ノ輕減ヲ申シマスルコトハ、

對應スルダケノ策ヲ取ラナケレバナラヌ、

斯様ナ意味合ヒヲ以テ、當然鐵道ヲ實行イタスベキ、又鐵道ト致シテ最も必要ト感ジテ居リマスル緊急ナ事業デアリマスルガ、

其事業ヲ一面ニ於テハ又失業救濟ノ意味ヲ

以チマシテ、實行スルト云フヤウナ案モ立

テ、既ニ豫算總會ニ於テ決定ヲ經テ居ルヤ

ウナ次第ナンデアリマス、彼是今日マデ實

行イタシマシタ事、又私共ガ金解禁ニ對シ

出シマスルト云フコトハ容易ナラヌコトデ

レバ、運賃ハ自カラ荷主ノ負擔が輕クナルト云フ意味ニ非ズシテ、多クハ消費者ガ其

ト少シデモヤリタイト思フ、併ナガラ鐵道

ノ取フテ居ル所ノ運賃約一億八九千万圓、二

億近クノモノヲ平均シテ、例ヘバ五分デ

アラウトカ、或ヘ一割デアルトカ云フヤウナ

コトヲ實行スルト云フコトハ、私當時ニ於テ

モ相當了解ヲ致サレテ居タモノト恩ブノ

苦シイ中カラ、兎ニ角出來得ベキダケ相當

ナコトヲヤンタト云フコトハ、私當時ニ於テ

モ相當了解ヲ致サレテ居タモノト恩ブノ

アルト想ブノデアリマス、出來得ベキダケ

ノ程度ニ於テ、國家ハ是ヲ實行スルト云フ

ノデアリマス、斯

君ニ於テ御異議ガナケレバ、本日ハ是デ延

会イタシタイト考ヘマス

○議長(公爵徳川家達君) 明日ノ議事日程

ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニ

テ散會イタシマス

午後三時十二分散會

○議長(公爵徳川家達君) 議事ノ都合上諸

君ニ於テ御異議ガナケレバ、本日ハ是デ延

会イタシタイト考ヘマス

○議長(公爵徳川家達君) 明日ノ議事日程

ハ決定次第御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニ

テ散會イタシマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

君ニ於テ御異議ガナケレバ、本日ハ是デ延

会イタシタイト考ヘマス

○議長(公爵徳川家達君) 明日ノ議事日